

特 71

874

明治四拾四年五月發行

新商法實用

東京 商業保護協會



301774000-6
特71-874

新商法實用
穴戸 深藏

M44
BBO- 72



序

今世紀に於て、法曹界并 實業界の 問題たりし、商法改正
は議會の協賛を経て、本日法律第七十三號を以て公布せられ
茲に條約改正と相ひ俟て、商工業界を一新すべき大法典の完
成を見るに至れり是に於て乎、本協會は、十數年來帝國の中樞
に在りて、多年法律の解釋を擔當せる現司法省民事局員矢戸
深藏氏、并に商工業界の調査に従事せる現農商務省工務局員
塚本明籌氏に乞ひ、實業家に了解し易すからしむべき様商法

案
44. 5. 19
内空

を説明したるもの、原稿を請け、新商法實用と題して之を公刊せり。本書は、斯の如き獨特の内容を有し他の普通の法律書と異なるが故に、實業家諸彦本書に依りて業務上参考に資する所尠なからざるべしと信ず。

明治四十四年五月二日

商工業保護協會

新商法實用目次

第一編 商業(商行爲).....	一	第三章 株式會社.....	四八
一 商業(商行爲の意義).....	一	第四章 株式合資會社.....	八二
二 契約の申込.....	四	第五章 外國會社.....	八八
三 商業上の債務.....	五	第六章 罰則.....	九〇
四 商業上の債權.....	七	第五編 組合.....	九四
五 債權の時効.....	七	一 匿名組合.....	九四
六 營業の譲渡.....	九	二 産業組合.....	九八
第二編 商業に関する法律.....	一〇	三 同業組合.....	一〇〇
第三編 商人.....	一一	第六編 營業上の設備.....	一〇三
第四編 會社.....	一九	第一章 營業所.....	一〇三
一 會社の意義.....	一九	第二章 商業登記.....	一〇四
二 會社の制限.....	二〇	第三章 商號.....	一〇六
三 會社の設立、開業.....	二〇	第四章 商標.....	一一一
四 會社の種類.....	二〇	第五章 商業帳簿.....	一二二
五 會社の合併.....	二〇	第六章 使用人.....	一二四
六 會社の登記.....	二一	第七章 代理人.....	一二一
第一章 合名會社.....	二二		
第二章 合資會社.....	二二		
對照.....	二二		

第八章 交互計算(相殺).....	一三〇	第二章 仲立營業.....	二二三
第七編 有價證券.....	一三三	第三章 問屋營業.....	二二三
第一章 株券.....	一四一	第四章 運送取扱營業.....	二二五
第二章 債券.....	一四三	第五章 運送營業.....	二二七
第三章 手形.....	一四四	第六章 倉庫營業.....	二三三
爲替手形.....	一四七	第七章 保險.....	二三五
約束手形.....	一四七	損害保險.....	二三五
小切手.....	一四七	火災保險.....	二三五
第四章 預證券.....	一九三	運送保險.....	二三五
質入證券.....	一九三	生命保險.....	二三五
倉荷證券.....	二〇二	第八章 海商.....	二五二
第五章 貨物引換證.....	二〇二	第一節 船舶.....	二五二
第六章 船荷證券.....	二〇三	第二節 船員.....	二五七
第八章 賣買.....	二〇六	第三節 海損及び海難救助.....	二六七
第九章 寄託.....	二一六	第四節 船舶債權者.....	二七二
第十編 營業の種類.....	二二一	第五節 海上運送.....	二八一
第一章 代理商.....	二二一	第六節 海上保險.....	二九二
		第十一編 商法改正の要點.....	二九九
		附錄 改正商法正文.....	

特71
874

新商法實用

商工業保護協會編纂

第一編 商業(商行爲) (商法第二百六十三條以下)

一 商業(商行爲)の意義

商業は商行爲を業とするの義なり商行爲とは如何なるものなるやと云ふに商人の行爲は商行爲なりとせざるべからず蓋し商人が其營業の爲めにする行爲は商行爲にして商人の行爲は營業の爲めにするものと法律上推定せらるる故に商人の行爲は特に營業以外なることを明示せざる限りは之を商行爲とせざるを得ず

其他行爲の性質上商行爲と爲り又は營業的なるが爲めに商行爲と爲るものを擧ぐれば左の如し

第一 動産に付ては

- (一)利益を得て讓渡す意思を以て動産を買得るときは常に商行爲なり
- (二)利益を得て讓渡す意思を以て買得したる動産を讓渡すときは常に商行爲なり
- (三)他人より取得すべき動産を賣渡す契約を爲すときは常に商行爲なり

- (四)他人より取得すべき動産を賣渡す契約を履行する爲めに之を買得るときは常に商行爲なり
- (五)貸貸する意思を以て動産を買得し又は賃借するときは之を營業とする場合に限り商行爲なり
- (六)貸貸する意思を以て買得し又は賃借したる動産を貸貸するときは之を營業とする場合に限り商行爲なり

第二 不動産に付ては

- (一)利益を得て讓渡す意思を以て不動産を買得るときは常に商行爲なり
- (二)利益を得て讓渡す意思を以て買得したる不動産を讓渡すときは常に商行爲なり
- (三)貸貸する意思を以て不動産を買得し又は賃借するときは之を營業とする場合に限り商行爲なり
- (四)貸貸する意思を以て買得し又は賃借したるときは之を營業とする場合に限り商行爲なり

第三 手形其他の有價證券に付ては

- (一)利益を得て讓渡す意思を以て有價證券を買得るときは常に商行爲なり
- (二)利益を得て讓渡す意思を以て買得したる有價證券を讓渡すときは常に商行爲なり
- (三)他人より取得すべき有價證券を賣渡す契約を爲すときは常に商行爲なり
- (四)他人より取得すべき有價證券を賣渡す契約を履行するが爲めに之を買得るときは常に商行爲なり

爲なり

第四 取引所に於ける取引は常に商行爲なり

第五 手形其他の商業證券に關する行爲は常に商行爲なり

第六 製造又は加工

他人の爲めに物を製造し又は加工するときは之を營業とする場合に限り商行爲なり

第七 請負

作業又は勞務の請負は之を營業とする場合に限り商行爲なり

第八 電氣又は瓦斯の供給

第九 運送

第十 出版・印刷又は撮影

第十一 飲食店及び娛樂場の取引

第十二 兩替其他の銀行取引

第十三 保險

第十四 寄託の引受

第十五 仲立又は取次

第十六 商行為の代理の引受

第十七 信託の引受（三十八年五月法律第五十二號）

右第八乃至第十七の行爲は營業とするときに限り商行為なり

商人が其營業の範圍内に於て他人の爲めに或る行爲を爲したるときは相當の報酬を請求することを得

二 契約の申込

口頭にて契約の申込を受けたる場合には之に對し直ちに承諾を爲さざるときは申込は効力を失ふも若し土地を隔てたる者より契約の申込を受けたる場合には

（イ）承諾期間を定めたるときは其期間内に

（ロ）承諾期間を定めざるときは相當の期間内に

承諾の通知を發せざるときは申込は効力を失ふ尤も承諾が遅延するときは申込者は之を以て新に申込を爲し來りたるものと看做すことを得

平常取引を爲す者より自己の營業に屬する契約の申込を受けたるときは直ちに諾否の通知を發せざるべからず若し之を怠るときは承諾したるものと看做さる

右の場合に申込と共に受取りたる物品あるときは申込を拒絶したるときと雖ども其物品を保管する

義務を負ふ此保管に付ては左の點に注意することを要す

第一 保管の費用は申込者の負擔なること

第二 物品の價額が費用を償ふに足らざるときは保管の義務なきこと

第三 保管に因りて損害を受くべきときは保管の義務なきこと

〔參照〕

民法第五百二十三條 遅延シタル承諾ハ申込者ニ於テ之ヲ新ナル申込ト看做スコトヲ得

三 商業上の債務

第一 利息

商業上の債務に付ては法定利率は年六分とす

商人間に於て金錢の消費貸借を爲したるときは貸主は法定利息を受く

商人が自己の營業上他人の爲めに金錢の立替を爲したるときは其立替の日以後の法定利息を受く

第二 債務の履行地

商業上の債務を履行すべき場所は左の如し

（一）商行為の性質上履行地が定まれるものなるとき又は當事者が履行地を定めたるときは其地を以て履行地とするや勿論なり

(二) 商行為の性質上又は當事者の契約上履行地が定まり居らざるときは

(イ) 特定物の引渡は契約の當時物の存在せし場所に於て之を爲す

其他の履行は債権者の現時の營業所に於てす若し營業所なきときは其往所に於て履行す

(ロ) 指圖債權の辨濟は債務者の現時の營業所に於てす若し營業所なきときは其住所に於て辨濟す

支店に於て爲したる取引に付ては其支店を營業所とす

第三 債務者の責任

(一) 數人が其内の一人又は全員の爲めに商業上の債務を負担したるときは各自連帶とす
保證人ある場合に於て

(イ) 債務が主たる債務者の商行為に因りて生じたるるとき又は

(ロ) 保證が商行為なるときは

主たる債務者及び保證人と各別の行爲を以て債務を負担したるときと雖ども各自連帶とす故に
保證人は主たる債務者への請求前にも請求を受く

(二) 指圖債權又は無記名債權の債務者は履行期限が定まり居るときと雖ども遲滯の責任は其期限
後所持人より證券を呈示して履行の請求を爲したる時より始まるものとす

(三) 有價證券の所持人が其の證券を紛失したるが爲め公示催告の申立を爲したる場合に於ては債
務者は其者の請求に因り目的物を供託すべく又相當の擔保を提供せらるるときは證券の趣旨通
りに履行すべき義務を負ふ

第四 債務の履行時期

債務に期限の定めあるときは其期限に債務を履行すべきや勿論なるも法令又は慣習に依り取引時
間が定められるときは其取引時間内に限り債務を履行し又債務の履行を請求することを得

四 商業上の債権者の權利

第一 質權

質入主は質入の當時又は債務の辨濟期前に辨濟に代へて質物の所有權を取得せしむ其他法律に定
めたる方法に依らずして質物を處分することを特約するを許さずと雖ども商行為に因りて生じた
る債權を擔保する爲めに質物を提供したるときは質取主は期限の満了後自由に質物を處分するこ
とを得是れ即ち流質を許すものなり

第二 留置權

商業上の債権者は留置權を有す其條件は左の如し

(イ) 債權が商人間の商行為に因りて生じたること

- (ロ) 右の商行為が双方の爲めに商行為なること
 - (ハ) 債権が辨済期に在ること
 - (ニ) 目的物が債務者の所有に屬する物又は有價證券なること
 - (ホ) 右の物又は有價證券が債務者との間に於ける商行為に因りて自己の占有に歸したること
 - (ヘ) 別段の契約なかりしこと
- 右の條件を備ふるときは債権者は辨済を受くるまで債務者の物品又は有價證券を留置することを
得
- 五 債権の時効**
- 商業上の債権は五年間之を行はざるときは消滅す但し商法に特別の規定あり又は他の法律が之れより短き時効期間を定められたるものは例外とす其例を擧ぐれば左の如し
- (イ) 手形上の債権は三年
 - (ロ) 保険金額の債権は二年
 - (ハ) 運送取扱人に對する債権は一年
 - (ニ) 質入證券所持人の債権は一年
 - (ホ) 船長、船舶所有者の債権は一年

- (ヘ) 共同海損に因りて生じたる債権は一年
- (ト) 手形上の償還請求権は六ヶ月
- (チ) 賣掛代金の債権は二年
- (リ) 職工の仕事に關する債権は二年
- (ヌ) 月又は日を以て定めたる雇人の給料請求権は一年
- (ル) 運送賃は一年
- (チ) 旅店の宿泊料、料理店の飲食料、貸席の席料、娯遊場の木戸錢并に消費物品の代金及び立替金の債権は一年
- (ワ) 動産の損料は一年

六 營業の讓渡

- 營業の讓渡の場合に於ては
- (一) 商號と共に營業を讓渡したると否とを問はず讓渡人は同一市町村内に於て二十年間同一の營業を爲すことを得ず
 - (二) 讓渡の際同一の營業を爲さざる特約を爲したるときは同一府縣内に於て三十年以内同一の營業を爲すことを得ず

10
(三)不正の競争の目的を有するときは如何なる場所に於てすると又何十年を経過するも同一の營業を爲すことを得ず

第二編 商業に関する法律 (商法第一條)

一 商業に關係ある法律中主要なるものは商法なるも尙ほ其外に種々なる法律あり其重なるものを例示せば左の如し

(一)商法は明治十四年獨逸人「ロエースレル」氏の起案したるものにして二十二年六月元老院に於て議決の上二十三年四月法律第二十三號を以て公布し又同年八月法律第五十九號を以て施行條例を公布せらる共に二十四年一月より實施するの豫定なりしも同年十二月の議會に於て實施を延期し二十六年七月に至り始めて其一部を實施し之と同時に法典調査會を設け修正案の起草に着手し十二年三月法律第四十八號を以て完全なる商法を公布し六月十六日より施行し爾來更に第二回の修正を加へ本年之を公布せられたるものなり

(二)破産に關する商法は修正せられずして舊商法を其儘實施し居り即ち二十三年四月法律第三十二號商法第三編破産法是れなり

(三)商法施行法 (三十二年法律第四十九號)

- (四)署名に關する法律 (三十二年二月法律十七號)
- (五)小商人の範圍に關する件 (三十二年六月勅令第二百七十二號)
- (六)非訟事件手續法 (三十一年六月法律第十四號)
- (七)商事非訟事件印紙法 (二十三年八月法律第六十六號)
- (八)産業組合法 (三十三年三月法律第三十四號)
- (九)重要物産同業組合法 (三十三年三月法律三十五號)
- (十)商業會議所法 (三十五年三月法律第三十一號)
- (十一)擔保附社債信託法 (三十八年三月法律第五十二號)
- (十二)銀行條例 (二十三年八月法律七十二號)
- (十三)私設鐵道法 (三十三年三月法律第六十四號)
- (十四)保險業法 (三十三年三月法律第六十九號)
- (十五)取引所法 (二十六年三月法律第五號)
- (十六)船舶法 (三十二年三月法律第四十六號)
- (十七)特許法 (四十二年四月法律第二十三號)
- (十八)意匠法 (四十二年四月法律第二十四號)

(十九)商標法(四十二年四月法律第二十五號)

(二十)實用新案法(四十二年四月法律第二十六號)

(二十一)工場法(四十四年三月法律第四十六號)

(二十二)質屋取締法(二十八年三月法律第十四號)

(二十三)古物商取締法(二十八年三月法律第十三號)

(二十四)賣藥規則(十年一月太政官布告第七號)

二 右の外商取引に於ける一種の習慣ありて各人々に従はざるを得ざるものあるときは其習慣は商慣習法と稱し商法に規定なき點を補充す

三 商法并に商慣習法中に規定なき事項に付ては民法(二十九年四月法律第八十九號)の規定に従ふものとす

第三編 商人(商法第四條以下)

一 商人とは普通物品の賣買を業とする者を云ふが如き習慣あるも斯の如く狭きものにあらず自己の名を以て商行爲を業とする者は悉く商人なり之を説明すれば左の如し

第一 商行爲を爲すこと

商行爲は第一編に説明せり

第二 自己の名を以てすること

「自己の名を以てする」とは自己の責任を以て商行爲を爲すの義にして即ち營業の主人と爲るの意なり詳言せば自ら商行爲に因りて權利を得義務を負担するを云ふ

第三 商行爲を爲すを業とすること

「業とする」とは財源とする目的を以て繼續して同種の商行爲を爲すを云ふ

二 商業は何人と雖とも自由に營み得るものなり(商業の自由、營業の自由)と雖とも公益上營業の制限を受く其主なるものを與ぐれば左の如し

(一)官吏は本屬長官の許可を得ざれば營業を爲すことを得ず

(二)辯護士は辯護士會の許可を得ざれば營業を爲すことを得ず

(三)銀行業、保險業、質屋營業、古物商等を營むには官廳の認可を必要とす

(四)信書の送達を業とすることを得ず

(五)葉烟草の收納、輸入は政府の外之を爲すことを得ず

(六)風俗を害し又は公けの安寧秩序を濫すべき物品を目的として商業を營むことを得ず

(七)營業を讓渡したる者は同一市町村内に於て二十年間同一の營業を爲すことを得ず若し讓渡の際

同一の營業を爲さざる特約を爲したるときは同一府縣内に於て三十年以内同一の營業を爲すことを得ず

(八)取引所外に於ては取引所の定期取引と同一又は類似の賣買取引を爲すことを許さず

(九)質屋は店舗外に於て營業を爲すことを得ず

(十)貸座敷營業は特定の地域に限り之を許可せらる

三 商業に關しては二に掲げたる制限ある外尙ほ年齢、婚姻等の關係に因り制限を受く

(一)未成年者(二十歳未満)が營業を爲すには親權を行ふ父、母又は後見人の許可を必要とす尤も繼父、母、嫡母又は後見人が許可を與ふるには親族會の同意を得るの必要あり

未成年者が未だ其營業に堪へざる事跡あるときは父、母又は後見人は許可を取消し又は制限することを得

(二)妻が營業を爲すには夫の許可を必要とす夫は何時にても其許可を取消し又は制限することを得但し其取消又は制限を知らずして妻と取引を爲したる者ゝるときは夫は之に對し責任を免るゝことを得ず

未成年者又は妻が商業を營むには登記所に於て未成年者又は妻の登記を受くべし又營業の許可を取消し又は制限したるときにも登記を受けざるべからず

〔参照〕

民法第六條 一種又は數種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ其營業ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ未成年者カ未タ其營業ニ堪ヘサル事跡アルトキハ其法定代理人ハ親族編ノ規定ニ從ヒ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

同 第十五條 一種又は數種ノ營業ヲ許サレタル妻ハ其營業ニ關シテハ獨立人ト同一ノ能力ヲ有ス

同 第十六條 夫ハ其與ヘタル許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得但し其取消又ハ制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第八百八十三條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非サレハ職業ヲ營ムコトヲ得ス

父又ハ母ハ第六條第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

同 第九百二十九條 後見人カ被後見人ニ代ハリテ營業若クハ第十二條第一項ニ掲ケタル行爲ヲ爲シ又ハ未成年者ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但元本ノ領收ニ付テハ此限ニ在ラス

同 第八百七十八條 繼父、繼母又ハ嫡母カ親權ヲ行フ場合ニ於テハ次章ノ規定ヲ準用ス

(三) 未成年者又は妻が自社の無限責任社員と爲、ことを許されたるときは其會社の業務に關してのみ完全なる能力あるものとす

(四) 未成年者なるときは親權を行ふ父、母又は後見人は親族會の同意を得て本人に代はり營業を爲すことを得此場合には登記所に於て法定代理人の登記を受くべし

若し父、母又は後見人の營業に制限を加へられたるときは其制限を知らずして取引を爲したる者に對し責任を免るることを得ず

〔參照〕

民法第八百八十六條 親權ヲ行フ母カ未成年ノ子ニ代ハリテ左ニ掲ケタル行爲ヲ爲シ又ハ子ノ之

ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 營業ヲ爲スコト

二 借財又ハ保證ヲ爲スコト

三 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル權利ノ喪失ヲ目的トスル行爲ヲ爲スコト

四 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル和解又ハ仲裁契約ヲ爲スコト

五 相續ヲ拋棄スルコト

六 贈與又ハ遺贈ヲ拒絕スルコト

同 第九百二十九條 後見人カ被後見人ニ代ハリテ營業若クハ第十二條第一項ニ掲ケタル行爲ヲ爲シ又ハ未成年者ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但元本ノ領收ニ付テハ此限ニ在ラス

非訟事件手續法第六十六條 未成年者カ商業ヲ營ム場合ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ營業ノ種類ヲ記載シ法定代理人ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但法定代理人カ之ニ連署スルトキハ此限ニ在ラス

親權ヲ行フ母又ハ後見人カ同意ヲ爲シタル場合ニ於テハ親族會ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス繼父、繼母又ハ嫡母カ同意ヲ爲シタルトキ亦同シ

同 第六十七條 妻カ商業ヲ營ム場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ營業ノ種類ヲ記載シ夫ノ許可ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但夫カ之ニ連署スルトキハ此限ニ在ラス

夫カ未成年者ナルトキハ前項ノ許可ヲ爲スニ付キ必要ナル同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス

妻カ夫ノ許可ヲ得ルコトヲ要セサル場合ニ於テ營業ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其事由ヲ

證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

同 第六十八條 商業ヲ營ムコトノ許可ヲ爲シタル者カ之ヲ取消シ又ハ之ヲ制限シタルトキハ
遲滞ナク其登記ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス

第六十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同 第六十九條 前條ノ規定ニ從ヒテ制限ノ登記ノ申請アリタルトキハ登記所ハ原登記ニ其旨
ヲ記載スヘシ

同 第七十條 法定財産制ニ異ナリタル契約ノ登記ヲ爲シタル妻カ商業ノ登記ヲ申請スルトキ
又ハ其商業ノ登記ヲ爲シタル後管理者ノ變更若クハ共有財産ノ分割ノ登記ヲ爲シタルトキハ
書面ヲ以テ登記所ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ届出アリタルトキハ登記所ハ當事者ノ商業登記ニ之ヲ記載スヘシ

同 第七十一條 法定ノ代理人カ無能力者ノ爲メニ商業ヲ營ム場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ
申請書ニ法定代理人タル資格ヲ記載シ親族會ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコ
トヲ要ス

四 小商人は商業登記、商號及び商業帳簿に關し商法の規定に從ふに及はず小商人とは左に掲げたる
者を云ム

第一 戸戸に就き物を賣買する者即ち行商人

第二 道路に於て物を賣買する者即ち露店商人

第三 五百圓以下の資本を以て商業を營む者

〔参照〕

小商人ノ範圍ニ關スル勅令(三十二年六月勅令第二百七十二號)

商行爲ヲ爲スヲ業トスルモ資本金額五百圓ニ滿タサル者ハ之ヲ小商人トス

第四編 會社 (商法第四十二條以下)

一 會社の意義

會社は組合の一種に外ならざるも商法に於ては商人の意義を定めたるを以て會社に付ても商行爲を
爲すを業とする目的を以て設立したる團體(社團と云ふ)を會社と稱す

然れども營利を目的とする社團が商法に従ひ設立したるものなるときは商行爲を爲すを業とせざる
も會社ト看做さる故に會社の行爲は商行爲なり

會社は皆な法人にして恰も商人の如く其營業上に關し獨立して權利を有し義務を負ひ其住所は本店
の所在地に在るものとす

二 會社の制限

會社は他の會社の無限責任社員と爲ることを得ず
會社が設立の登記後六ヶ月内に開業を爲さず又は公の秩序若くは善良の風俗に反する行爲を爲したるときは裁判所より解散を命ぜらる但し開業上正當なる理由ありて延期し居るときは裁判所へ申請の上開業期間を伸ばし得るものとす

三 會社の設立、開業

會社は本店の所在地の登記所に於て設立の登記を受けざれば他人に對し其設立を主張することを得ず又設立の登記を受けざれば開業の準備に着手することを得ず

四 會社の種類

會社には左の四種あり

第一 合名會社

第二 合資會社

第三 株式會社

第四 株式合資會社

五 會社の合併

會社は互に合併することを得會社が合併するときは一の會社が消滅し他の會社が増大することあり又は双方とも消滅し新に一の會社を設立することあり

合併に因りて會社を設立する場合に於ては各會社より選任せられたる者共同して定款の作成其他設立に關する行爲を爲す此選任に付ては左の點に注意すべし

第一 總社員の同意を得ること

第二 總株主の半数以上にして資本の半額以上に當たる株主出席し其議決權の過半数を以て之を決定すること

第三 株式合資會社に於ては株主總會の外無限責任社員の一致あること

六 會社の登記

會社に關する登記を爲すに付き官廳の許可を要するものは其許可書の到達したる時より登記の期間を起算す

登記を怠るときは發起人、業務執行社員、取締役、外國會社の代表者、監査役又は清算人は五百圓以上五百圓以下の過料に處せらる

七 合名會社と合資會社とは略ぼ法律上其取扱方を同じくせるが故に兩者を對照的に説明せん

第一章 合名會社

(商法第四十九條以下)

一 意義

合名會社は會社の財産を以て會社の債務を辨済すること能はざるとき其債務に付き連帶無限の責任を負ふ社員(無限責任社員)のみを以て組織せらるる會社なり

二 設立

設立の要件は左の如し

第一 定款を作ること

定款には左の事項を具備すべし

- (一) 目的を記載すること
- (二) 商號を記載すること
- (三) 社員の氏名、住所を記載すること

第二章 合資會社

(商法第百四條以下)

一 意義

合資會社は會社の財産を以て會社の債務を辨済すること能はざるとき其債務に付き無限の責任を負ふ社員(無限責任社員)と出資以外に責任を負はざる社員(有限責任社員)とを以て組織せらるる會社なり

二 設立

設立の要件は左の如し

第一 定款を作ること

定款には左の事項を具備すべし

- (一) 同上
- (二) 同上
- (三) 同上

(四) 本店及び支店の所在地を記載すること

(五) 社員の出資の種類及び價格又は評價の標準を記載すること

(六) 各社員が署名すること

第二 設立の登記を受くること

定款を作りたる日より二週間内に其本店及び支店の所在地に於て設立の登記を受くべし

登記事項は左の如し

- (一) 目的
- (二) 商號
- (三) 社員の氏名、住所
- (四) 本店及び支店
- (五) 設立の年月日

四) 同上

(五) 同上

(六) 同上

(七) 各社員の責任の有限又は無限なることを記載すること

第二 設立の登記を受くること

同上

登記事項は左の如し

- (一) 同上
- (二) 同上
- (三) 同上
- (四) 同上
- (五) 同上

(六) 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由

(七) 社員の出資の種類及び財産を目的とする出資の價格

(八) 會社を代表すべき社員を定めたるときは其氏名

(九) 数人の社員が共同し又は社員が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其代表に關する規定

設立の登記を爲すことを怠るときは發起人は五圓以上五百圓以下の過料に處せらる

三 支店

會社設立の後支店を設けたるときは

(一) 設立したる支店の所在地に於ては二週間内

(六) 同上

(七) 同上

(八) 同上

(九) 同上

(十) 各社員の責任の有限又は無限なること
同上

三 支店

同上

に設立の登記を爲し

(二) 本店及び他の支店の所在地に於ては二週間内に新に支店を設けたることを登記すべし
支店を設けたる地が本店又は支店の所在地の管轄登記所の区域内に在るときは其支店を設けたることを登記すれば十分なり

四 登記事項の變更

本店又は支店を移轉したるときは

(一) 舊所在地に於ては二週間内に移轉の登記を爲し

(二) 新所在地に於ては二週間内に二に設立の登記を爲すべし

移轉したる地が本店又は支店の所在地の管轄登記所の区域内に在るときは其移轉の登記を爲せば十分なり

四 登記事項の變更

同上

右の外設立の登記事項中に變更を生じたるときは二週間内に本店又は支店の所在地に於て登記を爲すべし

五 會社の内部の關係

會社は組合の發達したるものなるが故に茲に説明せざる點にして定款に定めざりしものは組合(第五編)に同じ

(一) 出資

社員の出資には財産、勞務及び信用の三種あり

第一 財産

財産とは物、物權、債權は勿論工業所有權著作權、鑛業權、商號專用權の如きをも包含す

債權を出資したる場合に於て債務者が辨濟

五 會社の内部の關係

同上

(一) 出資

同上

期に辨濟を爲さざりしときは社員は其辨濟の責に任ず此場合には利息の外に損害をも賠償せざるべからず

第二 勞務

自己の身體又は精神を會社の爲めに働かしむるときは之を勞務の出資と云ふ

第三 信用

自己の氏名を社員中に列するに止め他のものを差入れざるときは信用の出資なり

(二) 業務の執行

然れども合資會社には有限責任社員と無限責任社員との別あり無限責任社員は合名會社と同じく出資の種類を制限せられざるも有限責任社員は金銭其他の財産のみを以て其出資と爲すことを得

(二) 業務の執行

業務の執行方法は定款に之を定むべきものなるも若し何等の定めなかりしときは社員は各自會社の業務を執行する権利を有し義務を負ふ

(三)支配人の選任及び解任

支配人は特に業務執行社員あるときと雖ども社員の過半数を以て之を選任し又は解任す

(四)持分の譲渡

社員は任意に其持分の全部又は一部を他人に譲渡することを得然れども其持分を譲渡するに方り他の社員の承諾を得ざりしときは會社に

業務の執行方法は定款に之を定むべきものなるも若し何等の定めなかりしときは無限責任社員は會社の業務を執行する権利を有し義務を負ふ

無限責任社員數人あるときは業務執行は其過半数を以て決す

有限責任社員は業務を執行することを得ず

(三)支配人の選任及び解任

支配人は特に業務執行社員あるときと雖ども無限責任社員の過半数を以て之を選任し又は解任す

(四)持分の譲渡

有限責任社員は無限責任社員全員の承諾を得ざれば其持分の全部又は一部を他人に譲渡することを得ず

對しては其譲渡を主張することを得ず

譲渡人は本店の所在地に於て譲渡の登記を爲す前に生じたる會社の債務に付ては登記後二年間責任を負ふ

(五)會社の行爲の制限

定款の變更其他會社の目的の範圍外の行爲を爲すには總社員の同意を必要とす

(六)社員の行爲の制限

(イ)社員は他の社員の承諾あるに非ざれば自己又は第三者の爲めに會社の營業部類に屬する商行爲を爲すことを得ず又他の同種の營業會社の無限責任社員と爲ることを得ず
(之を就業禁止と云ふ)
(ロ)社員が右の制限に反して自己の爲めに商行爲を爲したるときは他の社員は過半数の

無限責任社員は上記の如く合名會社員と同じく持分を譲渡することを得

(五)會社の行爲の制限

同上

(六)社員の行爲の制限

無限責任社員は同上

決議を以て會社の爲めに爲したるものと看做すことを得

右の権利は左の場合に消滅す

第一 他の社員の一人在其行爲を知りたる時より二週間之を行はざるとき

第二 行爲の時より一年を経過したるとき

有限責任社員は自己又は第三者の爲めに會社の營業部類に屬する商行爲を爲し又は同種の營業會社の無限責任社員と爲ることを得

(七)有限責任社員は左の権限を有す

(イ)會社の財産目録及び貸借對照表の閲覧を求む

(ロ)會社の業務及び會社財産の狀況を検査す

右は營業年度の終りにて營業時間内に限り爲すべきも重要な理由あるときは裁判所の許可

を得て随時に検査を行ふことを得

六 會社の外部の關係

(一)會社の代表

會社を代表すべき者は定款に依り又は總社員の同意を得て之を定むべきも若し之れなかりしときは無限責任社員は各自會社を代表す
有限責任社員は會社を代表することを得ず

代表社員が行爲は同上

六 會社の外部の關係

(一)會社の代表

會社を代表すべき者は定款に依り又は總社員の同意を得て之を定むべきも若し之れなかりしときは社員は各自會社を代表す
會社は定款に依り又は總社員の同意を得て數人の社員が共同し又は社員が支配人と共同して會社を代表すべき旨を定むることを得
此場合に於て其一人に對して爲したる行爲は會社に對して其効力を生ず

會社の代表社員は會社に關する一切の裁判上又は裁判外に行爲を爲す権限を有す
代表社員が職務を行ふに付き他人に損害を加へたるときは會社は之を賠償する責に任す

代表社員の代理權に制限を加ふるも之を知らざる者に對しては其制限を主張することを得ず

(二)利益の配當

會社は損失を填補したる後に非ざれば利益の配當を爲すことを得ず

若し之に違反して利益配當を爲したるときは會社の債權者は之を返還せしむることを得

(三)會社の債務關係

社員は會社の債權者に對し左の義務を負ふ

(イ)會社財産を以て會社の債務を完済すること能はざるときは各社員連帶して辨濟の責に任ず

此責任は本店の所在地にて解散の登記を爲したる後五年を経過したるときは消滅す但

(二)利益の配當
同上

(三)會社の債務關係
同上

し五年後に於ても若し分配せざる殘餘財産尙ほ存するときは債權者に辨濟すべし

(ロ)設立後に加入したる社員は其加入前の債務に付ても責を負ふ

(ハ)出資が減少するも之を以て債權者に對抗することを得ず但し本店の所在地に於て其登記を爲したる後二年以内に債權者より異議を述べざるときは格別とす

(ニ)損失を填補せずして配當せられたる利益は債權者の請求に因り之を返還すべし

(ホ)社員に非ざる者が自己を社員なりと信ぜしむべき行爲を爲したるときは社員に非ざること知らざる者に對しては同一の責任を負ふ

有限責任社員が自己を無限責任社員なりと信

七 社員の退社

退社の原因は左の如し

第一 任意の退社

定款を以て會社の存立時期を定めざりしとき
又は或社員の終身間會社の存続すべきことを
定めたるときは營業年度の終に於て退社する
ことを得但し六ヶ月前に其豫告を爲すべし
會社の存立時期を定めたと否とを問はず已
むを得ざる事由あるときは何時にても退社す
ることを得

第二 定款に定めたる事由の發生

第三 總社員の同意

せしむべき行爲を爲したるときは其社員は之
を知らざる者に對しては無限責任社員と同一
の責を負ふ

七 社員の退社

退社の原因は左の如し

第一 同上

第二 同上

第三 同上

第四 死亡

第四 同上

但し有限責任社員が死亡したるときは其相續
人之に代はりて社員と爲る

第五 破産

第五 同上

第六 禁治産

第六 同上

但し有限責任社員は禁治産の宣告を受くるも
之に因りて退社せず

第七 除名

第七 除名

除名は左の場合に限る他の社員の一政を以て
之を爲すことを得

同上

- (一) 出資を爲し能はざるとき又は催告を受け
たる後相當の期間内に出資を爲さざるとき
- (二) 競業の禁止に反したるとき
- (三) 業務を執行し又は會社を代表するに方た
り會社に對して不正の行爲を爲したるとき

(四)業務を執行する権利を有せざる場合に於て其業務の執行に干與したるとき

(五)重要な義務を盡さざるとき

社員より止むを得ざる事由に基き解散の請求ありたる場合に於て裁判所は解散に代へて或る社員を除名することを得

退社員は出資の種類如何を問はず其持分の拂戻を受く

會社の商號中に退社員の氏又は氏名を用ゐたるときは退社員は其使用を止むることを得

退社員は本店の所在地にて退社の登記を爲す前に生じたる會社の債務に付ては登記後二年間責任を負ふ

八 會社の解散

會社は左の場合に解散す

八 會社の解散

會社は左の場合に解散す

第一 存立時期が満了し其他定款に定めたる事由が発生したるとき

第一 同上

此場合に於ては社員の全部又は一部の同意を以て會社を繼續することを得但し同意を爲さざりし社員は退社したるものとす

第二 會社の目的たる事業が成功し又は成功不能と爲りたるとき

第二 同上

第三 總社員が解散に同意したるとき

第三 同上

第四 會社が合併したるとき

第四 同上

會社の合併は左の手續に依る

(一)總社員の同意を得べし

(二)合併の決議を爲したるときは其決議の日より二週間内に財産目録及び貸借對照表を作るべし

(三)債権者に對しては異議あらば一定の期間

(二)ヶ月以上の)内に之を述べべき旨を公告し且知れたる債権者には各別に催告すべし債権者が期間内に異議を述べざりしときは之を承認したるものとす
 之に反し異議を述べたるときは之に辨済を爲し又は相當の擔保を供せざれば合併することを得ず之に反するときは異議ありたる債権者に對しては合併を主張することを得ず
 又異議申述の公告を爲さず若くは知れたる債権者に催告を爲さずして合併を爲したるときは債権者に對し合併を主張することを得ず

(四)合併を爲したるときは二週間に本店及び支店の所在地に於て左の登記を爲すべし

(イ)合併後存続する會社に付ては變更の登記を爲す

(ロ)合併に因りて消滅したる會社に付ては解散の登記を爲す

(ハ)合併に因りて設立したる會社に付ては設立の登記を爲す

合併の效力としては合併後存続する會社又は合併に因りて設立したる會社は合併に因りて消滅したる會社の權利義務を承繼するものとす

第五 社員が一人と爲りたるとき

第五 社員が一人と爲りたるときの外無限責任社員的全員又は有限責任社員的全員が退社したるときにも解散す
 但し有限責任社員的全員が退社したる場合に於ては無限責任社員の一致を以て合名會社と

して會社を繼續することを得此場合には二週
間内に本店及び支店の所在地に於て左の登記
を爲す

(イ)合資會社に付ては解散の登記を爲し

(ロ)合名會社に付ては設立の登記を爲す

第六 同上

第七 同上

第六 會社が破産したるとき

第七 裁判所の命令ありたるとき

裁判所は左の場合に解散を命ずることを得

(一)會社が設立登記後六ヶ月内に開業を爲さ
ざるとき

(二)會社が公の秩序又は善良の風俗に反する
行爲を爲したるとき

(三)已むを得ざる事由に基き社員より解散の
請求ありたるとき

右(三)の場合に於ては裁判所は社員の請求に

因り會社を解散せしめて或る社員を除名する
ことを得

第八 會社が組織を變更したるとき

(甲)會社は總社員の同意を得て其組織を變更
して之を合資會社と爲すことを得此場合に
は左の手續を爲すべし

(一)二週間に財産目録及び貸借對照表を
作るべし

(二)債權者に對し異議あらば一定の期間内
に之を述べべき旨を公告し又知れたる債
權者には各別に催告すべし

右期間内に異議を述べざりしときは之を
承認したるものとす

若し異議を述べるときは會社は之に辨濟
を爲し又は相當の擔保を供せざれば組織

第八 會社が組織を變更したるとき

會社は總社員の同意を得て其組織を變更して
之を合名會社と爲すことを得此場合に於ては
二週間に本店及び支店の所在地に於て左の
登記を爲すべし

(イ)合資會社に付ては解散の登記を爲し

(ロ)合名會社に付ては設立の登記を爲す

を變更することを得ず

(三)右の手續を爲したるときは二週間内に
其本店及び支店の所在地にて左の登記を
爲すべし

(イ)合名會社に付ては解散の登記を爲し

(ロ)合資會社に付ては設立の登記を爲す

(乙)會社は總社員の同意を得て有限責任社員
を加せしめ之を合資會社と爲すことを得

此場合に於ては合資會社と爲りたる時より

二週間内に左の登記を爲すべし

(イ)合名會社に付ては解散の登記を爲し

(ロ)合資會社に付ては設立の登記を爲す

九 會社の清算

清算に關しては合名會社と合資會社と毫も異なる點なし

會社は解散の後と雖も清算の範圍内に於ては尙ほ存続するものとす

(甲)會社解散の場合に於ける會社財産の處分方法は定款又は總社員の同意を以て之を定むることを
得此場合には左の手續を爲すべし

第一 解散の日より二週間内に財産目録及び貸借對照表を作るべし

第二 債權者に對し異議あらば一定の期間内に(二ヶ月以上の)之を述べべき旨を公告し又知れた
る債權者には各別に催告すべし

公告又は催告を爲さずして處分を爲したるときは債權者に對し之を主張することを得ず

第三 債權者か期間内に異議を述べざるときは之を承認したるものとす

若し異議を述べたるときは會社は之に辨濟を爲し又は相當の擔保を供せざれば處分することを
得ず之に反して處分を爲したるときは債權者に對し之を主張することを得ず

(乙)定款又は總社員の同意を以て會社財産の處分方法を定めざるときは合併又は破産の場合を除
く外左の手續に依り清算を爲すべし

(一)清算人

清算は總社員又は其選任したる者之を爲す

清算人の選任は社員の過半数を以て決す尤も社員が一人と爲りたるか又は裁判所の命令に因り
て解散したるときは裁判所之を選任す

(二)清算人は左の如き職務を行ふ

(イ)現務の終了

(ロ)債権の取立及び債務の辨済

(ハ)残余財産の分配

清算人の任期を擧ぐれば左の如し

第一 清算人に選任せられたる者は二週間内に本店及び支店の所在地に於て左の事項を登記すべし

(イ)清算人の氏名、住所

(ロ)會社を代表すべき清算人を定めたるときは其氏名

(ハ)數人の清算人が共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其代表に關する規定右の事項に變更を生じたるときは二週間内に之を登記すべし

第二 清算人は就識の後直ちに

(イ)會社財産の現況を調査し

(ロ)財産目録及び貸借對照表を作り

(ハ)之を社員に交付し

(ニ)社員の請求あるときは毎月清算の状況を報告すべし

第三 定款又は總社員の同意を以て特に會社を代表すべき清算人を定めざるときは清算人は各自會社を代表す

又數人の清算人が共同して會社を代表すべき旨を定むることを得此場合には其一人に對して爲したる行爲は會社に對して效力を生ず

裁判所が數人の清算人を選任する場合に於て會社を代表すべき者を定めず又は數人が共同して會社を代表すべき旨を定めざりしときは清算人は各自會社を代表す

第四 會社を代表すべき清算人は職務を行ふ爲めに必要なる一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す権限を有す

清算人の代理權に加へたる制限は之を知らざる者に對し主張することを得ず

合名會社の清算中に會社の財産が其債務を完済するに不足なること分明なるに至りたる時は清算人は直ちに破産の宣告の請求を爲して其旨を公告すべし清算人は破産管財人に其事務を引渡したるときは其任務を終はりたるものとす此場合に於て既に債權者に支拂ひ又は歸屬權利者に引渡したるものあるときは破産管財人は之を取戻すことを得

第五 會社に現存する財産が其債務を完済するに不足なるときは清算人は辨済期に拘はらず社

員をして出資を爲さしむることを得

第六 清算人は會社の債務を辨済したる後に非ざれば會社財産を社員に分配することを得ず

(三) 清算人數人あるときは清算行爲は其過半数を以て決す

(四) 辨済期に至らざる債權と雖ども之を辨済すべし

條件附債權又は存續期間不確定なる債權は裁判所の選任したる鑑定人の評價に依りて之を辨済す

(五) 清算人の解任

社員が選任したる清算人は何時にても之を解任することを得此解任は社員の過半数を以て決す
重要なる事由あるときは裁判所は利害關係人の請求に因り清算人を解任することを得

(六) 清算人の任務が終了したるときは清算人は直ちに計算を爲して各社員の承認を求むべし

右の計算に對し社員が一ヶ月内に異議を述べざりしときは之を承認したるものとす

(七) 清算が終了したるときは清算人は直ちに本店及び支店の所在地にて登記を爲すべし

(八) 會社の帳簿、其營業上の信書及び清算に關する一切の書類は前掲(甲)の場合に於ては本店の所在地にて解散の登記を爲したる後其他の場合に在りては清算終了の登記を爲したる後十年間之を保存すべし其保存者は社員の過半数を以て決す

(九) 社員が死亡したる場合に於て其相続人あるときは清算に關して社員の權利を行ふべき者一人を定むべし

10 會社設立の無効、取消

會社が事業に着手したる後社員が其設立の無効なることを發見したるときは其無効を主張することを得之に付ては左の諸點に注意すべし

第一 無効主張の方法は訴に限る

第二 訴は本店の所在地の地方裁判所の專屬管轄とす數ヶの訴が同時に繫屬するときは辯論及び裁判は併合して之を爲すべし

第三 設立を無効とする判決が確定したるときは

(一) 本店及び支店の所在地にて登記を爲すべし

(二) 解散の場合に準じて清算を爲すべし此場合に於ては清算人は裁判所之を選任す

第四 設立を無効とする判決は當事者に非ざる社員に對しても其效力を有す然れども會社と第三者との間に成立したる行爲の效力に影響を及ぼすことなし

第五 原告が敗訴したる場合に於て惡意又重大なる過失ありたるときは會社に對して連帶して損害賠償の責に任す

會社が事業に着手したる後其設立が取消されたるときは左の點に注意すべし

- 第一 二週間に本店及び支店の所在地に於て登記を爲すべし
- 第二 解散の場合に準じて清算を爲すべし此場合には清算人は裁判所之を選任す
- 第三 設立の取消は會社と第三者との間に設立したる行為の效力に影響を及ぼすことなし

第三章 株式會社 (商法第百十九條以下)

一 意義

株式會社は資本を一定を株式に分ち責任を其株式に止むる者(株主)を以て組織する會社にして小資本を募集して大事業を經營するに最も適當なる商業上の組織なり

二 設立(定款、創立總會)

設立の要件は左の如し

- 第一 七人以上の發起人あること
 - 第二 定款を作ること
- 定款には左の事項を具備すべし

(一) 目的

(二) 商號

(三) 資本の總額

(四) 一株の金額

(五) 取締役が有すべき株式の數

(六) 本店及び支店の所在地

(七) 會社が公告を爲す方法

(八) 發起人の氏名、住所

(九) 發起人の署名

右(五)乃至(七)の事項は定款に記載し置かざるときは總會に於て之を補足することを得此場合には定款の變更と同一の決議方法を用ゆ

定款の要件の外尙ほ定款に記載せざれば其效力なきものあり左の如し

- (一) 存立時期又は解散の事由
- (二) 株式の額面以上の發行
- (三) 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名
- (四) 金銭以外の財産を以て出資の目的と爲す者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふ

る株式の數

(五)會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額

第三 資本を株式に分つこと

第四 發起人が株式の總數を引受くるか又は創立總會を終結すること

(甲)發起人が株式の總數を引受けたるときは會社は之に因りて成立す此場合に於ては左の手續を爲すべし

(一)發起人は直ちに株金の四分の一以上の第一回拂込を爲し且つ取締役及び監査役を選任すべし (選任は發起人の議決權の過半數を以て決す)

(二)取締役は選任後直ちに検査役の選任を裁判所に請求すべし

(三)検査役は左の事項を調査すべし

(イ)發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名

(ロ)金銭以外のものを出資と爲したる者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる

株式の數

(ハ)會社の負擔に屬すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額

(四)裁判所は検査役の報告を聽き右の事項中不當と認むるものあるときは之を變更することを

得但し金銭以外のものを出資と爲したる者に對し與ふる株式の數を減じたるときは其者は金銭を以て拂込を爲すことを得

(乙)發起人が株式の總數を引受けざるときは左の手續を爲す

(一)株主を募集すべし

株式の申込に付ては「四株式」の項を参照せよ

(二)株式總數の引受がありたるときは直ちに各株に付き第一回の拂込を爲さしむべし

株式申込人中に第一回の拂込を爲さざる者あるときは其者が引受けたる株式に付き更に株主を募集す

(三)右の拂込ありたるときは直ちに創立總會を招集すべし

(四)引受なき株式あり、第一回の拂込なき株式あり又は株式の申込が取消されたる時は發起人は連帶して其株式を引受け又は其拂込を爲す義務を負ふ之れが爲め損害を生じたる時は發起人は賠償の責に任ず

創立總會が終結するときは會社は之に因りて成立す

創立總會に關し注意すべき事項は左の如し

(一)總會には株式引受人の半數以上にして資本の半額以上を引受けたる者出席し其議決權の過

半数を以て一切の決議を爲す

(二)總會を招集するには會日より二週間前に各株式引受人に通知を發すべし
此通知には會議の目的たる事項を記載すべし

(三)株式引受人は代理人を以て其議決權を行ふことを得但し委任狀を差出すべし
總會の決議に付き特別の利害關係を有する者は議決權を行ふべからず

議決權は一株につき一個とす但し十一株以上を有する株主の議決權は定款を以て之を制限す
ることを得

(四)發起人は會社の創立に關する事項を總會に報告すべし

(五)總會に於ては取締役及び監査役を選任す

(六)取締役及び監査役は左の點を調査し之を總會に報告す

(イ)株式總數の引受りたるや否や

(ロ)各株に付き第一回の拂込ありたるや否や

(ハ)左の事項が正常なるや否や

一、發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名

二、金銭以外のものを出資と爲したる者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふ

る株式の數

三、會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額

取締役又は監査役中發起人より選任せられたる者あるときは總會は特に検査役を選任し其者に代はりて右の調査及び報告を爲さしむることを得

總會が右一、二、三の事項を不正當と認めたるときは之を變更することを得但し金銭以外のものを出資と爲したる者に與ふる株式を減じたるときは其者は金銭を以て拂込を爲すことを得之れが爲の損害を生じたるときは發起人をして之を賠償せしむ

(七)總會は定款の變更又は設立の廢止を決議することを得

第五 設立の登記を爲すこと

検査役の調査終了の日(發起人が株式の總數を引受けたるときは)又は創立總會の日(發起人が株式の總數を引受けざるときは)より二週間内に其本店及び支店の所在地に於て設立の登記を爲すべし

登記すべき事項は左の如し

(一)目的

(二)商號

- (三) 資本の總額
- (四) 一株の金額
- (五) 本店及び支店
- (六) 設立の年月日
- (七) 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由
- (八) 各株に付き拂込みたる株金額
- (九) 開業前に利息を配當することを定めたるときは其利率
- (十) 會社が公告を爲す方法
- (十一) 取締役及び監査役の氏名、住所
- (十二) 會社を代表すべき取締役を定めたるときは其氏名
- (十三) 數人の取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其代表に關する規定

第六 發起人の責任は左の如し

(一) 會社の設立に關し其任務を怠りたる發起人は會社に對し連帶して損害賠償の責に任ず
 惡意又は重大なる過失ありたる發起人は第三者に對しても連帶して損害賠償の責に任ず

(二) 會社が成立せざる場合に於ては發起人は會社の設立に關して爲したる行爲に付き連帶して其責に任ず

會社の設立に關する費用は發起人の負擔とす

(三) 取締役及び監査役が調査報告の任務を怠りたるが爲め會社又は第三者に對し損害賠償の責に任ずべき場合に於て發起人も亦其責に任ずべきときは取締役、監査役及び發起人は之を連帶債務者とす

三 登記事項の變更

會社設立の後支店を設けたるときは

- (一) 設立したる支店の所在地に於ては二週間に前掲第五の登記を爲し
 - (二) 本店及び支店の所在地に於ては二週間に新に支店を設けたることを登記すべし
- 支店を設けたる地が本店及び支店の所在地の管轄登記所の區域内に在るときは其支店を設けたることを登記すれば十分なり
- 本店又は支店を移轉したるときは
- (一) 舊所在地に於ては二週間に移轉の登記を爲し
 - (二) 新所在地に於ては二週間に設立の登記を爲すべし

移轉したる地が本店又は支店の所在地の管轄登記所の區域内に在るときは其移轉の登記を爲せば十分なり

右の外設立の登記事項中に變更を生じたるときは二週間内に本店又は支店の所在地に於て登記を爲すべし

四 株式(株主)

株式會社、資本は株式に分たざるを得ず

株式に關し注意すべき點は左の如し

(一) 株式の金額

株式の金額は均一とし五十圓を下ることを許さず但し一時に全額を拂込むべき場合には之を二十圓に下すことを得

株式は額面以上の價額を以て發行するは差支なしと雖ども券面額を下る價額にての發行は之を許さず

株券には記名式と無名式とあり無記名式株券は株金全額の拂込みたる後株主の請求に因り發行するものなり(第七編第一章參看)

(二) 株主

株式を所有する者は株主と云ふ

株式が數人の共有に屬するときは共有者は株主の權利を行ふべき者一人を定む

共有者は會社に對し連帶して株金の拂込を爲す義務を負ふ

株主に對する通知又は催告は株主名簿に記載したる株主の住所又は其者が會社に通知したる住所に宛つるを以て足れりとし而して其通知又は催告は通常到達すべかりし時に到達したるものとす

(三) 株式の申込

發起人が株式の總數を引受けざるが爲め株主の募集ありたるときは何人にも株式の申込を爲すことを得

株式の申込を爲す者は株式申込證二通に其引受くべき株式の數及び住所を記載して之に署名すべし

株式申込證は發起人之を作り左の事項を之に記載す

第一 定款作成の年月日

第二 定款の記載事項(二ノ第二參照)

第三 各發起人が引受けたる株式の數

第四 第一回拂込の金額

第五 一定の時期までに會社が成立せざるときは株式の申込を取消し得ること
 額面以上の價額を以て株式を發行する場合には申込人は株式申込證に引受價額を記載すべし
 設立の登記ありたる後は詐欺又は強迫を理由として其申込を取消すことを得ず
 株式申込人に對する通知又は催告は其者が會社に通知したる住所に宛つるを以て十分とし而して
 通常到達すべかりし時に到達したるものとす

株式申込人は其引受くべき株式の數に應じて拂込を爲す義務を負ふや勿論にして株式總數の引受
 けありたるときは直ちに（發起人より通知を受けたるとき）第一回の拂込を爲すべく又額面以上
 の價額を以て株式を發行したるときは其額面を越ゆる金額は第一回の拂込と同時に之を拂込むべ
 し

右の拂込を爲さざるときは發起人より一定の期間（二週間以上の）内に其拂込を爲すべき旨及び
 其期間内に之を爲さざるときは其權利を失ふべき旨の通知を受く此通知を受けたるに拘はらず拂
 込を爲さざるときは其權利を失ふ此場合には損害賠償の責に任するや勿論なり

（四）株券

株券に付ては第七編第一章を參看せよ

（五）株式の讓渡

株式は會社の承諾なくして之を他人に讓渡すことを得但し左の場合は例外とす

第一 定款に別段の定めあるとき

第二 本店の所在地に於て設立の登記を爲さざりしとき

此場合には讓渡の豫約をも許さず

記名株式の讓渡は讓受人の氏名、住所を株主名簿に記載し且つ其氏名を株券に記載せざれば會社
 其他の者に對し讓渡を主張することを得ず

（六）株金の拂込

株式の第一回拂込金額は株金の四分の一を下ることを許さず

株金の拂込に付ては左の手續を爲す

（イ）株金の拂込は二週間前に之を各株主に催告すべし

（ロ）株主が期日に拂込を爲さざるときは更に一定の期間内（二週間以上の）に其拂込を爲すべき
 旨及び其期間内に之を爲さざるときは株主の權利を失ふべき旨を其株主に通知することを得
 會社が株主に對し其權利を失ふべき旨を通知するときは其通知事項を公告すべし
 右の手續を踐みたるも尙ほ拂込を爲さざるときは株主は其權利を失ふ

（ハ）此場合に於ては株式の各讓渡人に對し一定の期間内（二週間以上の）に拂込を爲すべき旨の

催告を發すべし

此場合に於ては最も先に滞納金額を拂込みたる讓渡人に於て株式を取消す

(ニ)讓渡人が拂込を爲さざるときは株式を競賣すべし

競賣に依りて得たる金額が滞納金額に満たざるときは従前の株主をして其不足額を辨濟せしむることを得若し従前の株主が二週間に之を辨濟せざるときは讓渡人に對して辨濟を請求することを得

讓渡人の責任は讓渡を株主名簿に記載したる後二年を経過したるときは消滅す

(ホ)株金を拂込まず又は滞納金の不足額を辨濟せざるときは會社は損害賠償及び定款の定めたる違約金を請求することを得

(ハ)株主が株金の未拂に因りて權利を失ひたるときは會社は直ちに其株主の氏名、住所及び番號を公告すべし

(七)株主名簿

會社の本店には株主名簿を備へ置かざるべからず之には左の事項を記載す

第一 株主の氏名

第二 各株主の株式の數及び株券の番號

第三 各株に付き拂込みたる株金額及び拂込の年月日

第四 各拂込の取得の年月日

第五 無記名式の株券を發行したるときは其數、番號及び發行の年月日

五 株主總會

株主總會は株主全體が會社の業務の實況を知ると同時に重要な事項を決議する爲めに設くる共同的機關なり

(一)總會の性質及び招集

總會には定時總會と臨時總會との區別あり

定時總會は株主に會社業務の實況を知らしむるを目的とし毎年一回一定の時期に(年二回以上利益の配當を爲す會社は毎配當期に)招集す

臨時總會は臨時の必要に應じて招集するものにして決議事項は一定せず

(二)招集を爲す者

總會は取締役之を招集す

資本の十分の一以上に當たる株主は會議の目的たる事項及び其招集の理由を記載したる書面を取締役に提出して總會の招集を請求することを得此請求ありたる後二週間に取締役が招集の手續

を爲さざるときは請求を爲したる株主は裁判所の許可を得て自から之を招集することを得

(三) 招集の方法

總會を招集するには會日より二週間前に各株主に對して其通知を發すべし

右の通知には會議の目的たる事項を記載す

無記名式の株券を發行したる場合には會日より三週間前に總會を開くべき旨及び會議の目的たる

事項を公告すべし

(四) 検査役の選任

總會は取締役の提出したる書類及び検査役の報告書を調査せしむる爲め特に検査役を選任することを得

(五) 總會の決議

總會の決議は法律又は定款に別段の定めあるときの外出席したる株主の議決權の過半數を以て之を爲す株主は一株に付き一ヶの議決權を有す但し十一株以上を有する株主の議決權は定款を以て之を制限することを得

無記名式の株券を有する者が株主の權利を行はんとするときは會日より一週間前に其株券を會社に供託すべし

株主は代理人に依りて議決權を行ふことを得但し代理人は委任狀を差出すべし

總會の決議に付き特別の利害關係を有する者は議決權を行ふことを得ず

(六) 違法處分に對する救済方法

總會招集の手續又は決議の方法が法律又は定款に反するときは左に掲けたる者より決議の無効を主張することを得

第一 株主

株主は左の場合に限り無効を主張することを得

- 一、總會に於て決議に對し異議を述べたるとき
- 二、正當の理由なくして總會に出席することを拒まれたるとき
- 三、株主が總會に出席せざる場合には自己に對する總會招集手續が法律又は定款に反することを理由とするとき

第二 取締役

第三 監査役

右の主張は訴に依りて之を爲す決議無効の訴に付ては左の點に注意すべし

- 一、訴は本店の所在地の地方裁判所に提起す

數ヶの訴が同時に繫屬するときは辯論及び裁判は併合す

二、訴は決議の日より一ヶ月内に提起す

口頭辯論は右の期間を経過したる後に之を開始す

三、訴の提起及び口頭辯論の期日は取締役より直ちに之を公告すべし

四、取締役又は監査役に非ざる株主が訴を提起したるときは會社の請求に因り相當の擔保を供すべし

五、原告が敗訴したる場合に於て惡意又は重大なる過失ありたるときは會社に對し連帶して損害賠償の責に任す

決議無效の判決は當事者に非ざる社員に對しても其效力を有す

決議事項が登記せられたる場合に於て其決議無效の判決が確定したるときは本店及び支店の所在地に於て之を登記すべし

六 取締役

取締役は株式會社の業務を執行する者なり

(一) 取締役の選任

取締役は株主總會に於て株主中より選任せらるるものにして會社と取締役との間には委任關係を

生ず

取締役は三人以上たるべし

取締役の任期は三年以内とす但し定款を以て任期中の最終の配當期に關する定時總會の終結に至るまで其任期を伸長することを得

(二) 取締役の解任

取締役は何時にても株主總會の決議を以て之を解任することを得但し任期の定めある場合に於て正當の理由なくして任期前に之を解任したるときは取締役は會社より解任に因りて生じたる損害の賠償を受く

(三) 取締役の任務

會社の業務執行、支配人の任免は定款に別段の定めなきときは取締役の過半数を以て之を決す取締役の任務は左の如し

第一 取締役は各自會社を代表す但し定款又は株主總會に於て取締役中會社を代表すべき者を定めず又は數人の取締役が共同し若くは取締役と支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは例外とす

取締役が共同して代理權を行ふ場合に於ては其一人に對し爲したる行爲は會社に對して其效力

を生ず

代表権ある取締役は會社の營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有す若し其職務を行ふに付き他人に損害を加へたるときは會社は其損害を賠償す

代表権ある取締役の代理權に制限を加ふるも之を知らざる者に對しては其制限を主張することを得ず

第二 取締役は左の書類を備へ置くべし

(イ)本店及び支店には定款及び總會の決議録

(ロ)本店には株主名簿及び社債原簿

右の書類は株主及び會社の債權者に於て何時にても之を閲覽することを得

株主名簿に付ては本章四ノ(七)を參看し社債原簿に付ては(九)社債の部を參看せよ

第三 會社が其資本の半額を失ひたるときは取締役は直ちに左の手續を爲すべし

(イ)株主總會を招集して之を報告す

(ロ)會社財産を以て會社の債務を完済すること能はざるに至りたるときは取締役は直ちに破産

宣告の請求を爲す

第四 取締役は株主總會の認許を得ざれば

(イ)自己又は第三者の爲めに會社の營業部類に屬する商行爲を爲すべからず

(ロ)同種の營業會社の無限責任社員と爲るべからず

若し之に反して自己の爲めに商行爲を爲したるときは株主總會は之を以て會社の爲めに爲したるものと看做すことを得但し此權利は監査役の一人が其行爲を知りたる時より二ヶ月間之を行はざるとき又は行爲の時より一年を経過したるときは消滅す

第五 取締役は監査役の承認を得ざれば自己又は第三者の爲めに會社と取引を爲すことを得ず此場合に於ては例外として同一の法律行爲に付き其相手方の代理人と爲り又は双方の代理人と爲るも差支なし

第六 取締役が受くべき報酬は定款に其額を定めざりしときは株主總會の決議を以て之を定む

第七 取締役の任務が終了したる場合に於て法律又は定款に定めたる員數の取締役なきに至りたるときは退任したる取締役は新に選任せられたる取締役が就職するまで仍ほ取締役の權利義務を有す(破産及び禁治産の場合を除く外)

第八 取締役が任務を怠りたるときは會社に對し連帶して損害賠償の責に任ず

取締役が法律又は定款に反する行爲を爲したるときは株主總會の決議に依りたるときと雖ども第三者に對し連帶して損害賠償の責に住す

取締役が法律又は定款に反する行爲を爲したるときは株主總會の決議に依りたるときと雖ども第三者に對し連帶して損害賠償の責に任ず

株主總會に於て取締役に對して訴を提起することを決議したるとき又は之を否決したるも資本の十分の一以上に當たる株主が之を監査役に請求したるときは會社は決議又は請求の日より一ヶ月内に訴を提起すべし
 訴の提起を請求したる株主は監査役の請求に因り相當の擔保を供すべし若し會社が敗訴したるときは其株主は會社に對してのみ損害賠償の責に任ず

七 監査役

監査役は會社の業務が適當に執行せらるるや否やを監督する機關なり

(一) 監査役の選任

監査役は株主總會に於て株主中より之を選任するものにして會社と監査役との間には委任關係ありとす

監査役の任期は二年以内とす但し定款を以て任期中の最終の配當期に關する定時總會の終結に至るまで其任期を伸長することを得

(二) 監査役の解任

監査役の解任は取締役の解任に同じ(六の三)を參看せよ

(三) 監査役の任務は左の如し

第一 何時にても取締役に對して營業上の報告を求め又は會社の業務及び會社財産の状況を調査することを得

第二 株主總會を招集する必要ありと認めたるときは其招集を爲すことを得

此場合に於ては會社の業務及び會社財産の状況を調査せしむる爲め特に検査役を選任することを得

第三 取締役が株主總會に提出せんとする書類を調査し株主總會に其意見を報告すべし

第四 取締役又は支配人を兼ねべからず

取締役中に缺員あるときは取締役及び監査役の協議を以て監査役中より一時取締役の職務を行ふべき者を定むることを得此場合に於ては株主總會の承認を得るまで監査役の任務を行ふことを得ず

第五 監査役が受くべき報酬は定款に其額を定めざりしときは株主總會の決議を以て之を定む

第六 監査役の任務が終了したる場合に於て後任者の就職までの任務は取締役に同じ(六の三)の第七を參看せよ

第七 監査役が任務を怠りたる場合の責任は取締役と同じ（六の二三）の第八を参看せよ）

監査役が會社又は第三者に對して損害賠償の責に任すべき場合に於て取締役も亦其責に任すべきときは其監査役及び取締役は之を連帶債務者とす

第八 會社と取締役との訴訟に付ては監査役は會社を代表す

資本の十分の一以上に當たる株主が取締役に對して訴を提起することを請求したるときは特に代表者を指定することを得

監査役に對し訴を提起する場合は取締役に對する場合に同じ（六の末段を参看せよ）

八 會社の計算

（一）會社は財産の處分に關し左の制限を受く

第一 準備金

會社は資本の四分の一に達するまでは利益を配當する毎に準備金として其利益の二十分の一以上を積立つべし

額面以上の價額を以て株式を發行したるときは其額面を越ゆる金額は右の額に達するまで之を準備金に組入るべし

第二 利益の配當

會社は損失を填補し且準備金を控除したる後に非ざれば利益の配當を爲すべからず之に反して配當を爲したるときは會社の債権者は之を返還せしむることを得

利益の配當は定款に依り拂込みたる株金額の割合に應じて爲すべし但し優先株を發行したる場合に於て之に異なりたる定めあるときは格別なりとす

第三 利息の配當

會社の目的たる事業の性質に依り設立の登記後二年以上開業を爲し能はざるものと認むるときは會社は裁判所の認可を受け定款を以て開業まで利息を株主に配當すべきことを定むることを得但し利率は年六分以下とす

利息配當の方法は利益配當の方法に同じ（第二の末段参照）

（二）會社の計算に關する取締役の責任は左の如し

第一 取締役は定時總會の會日より一週間前に左の書類を監査役に提出すべし

- 一 財産目録
- 二 貸借對照表
- 三 營業報告表
- 四 損益計算書

- 五 準備金及び利益又は利息の配當に關する議案
 - 第二 取締役は定時總會の會日前に右の書類及び監査役の報告書を本店及び支店に備ふべし
株主及び會社の債権者は營業時間内何時にても右の書類を閲覽することを得
 - 第三 取締役は第一の書類を定時總會に提出して其承認を求むべし
定時總會が右の承認を爲したるときは取締役及び監査役の責任は之に因りて解除す（不正の行爲ありたるときは格別とす）
 - 第四 取締役は右の承認を得たる後貸借對照表を公告すべし
- (三)會社の業務及び財産の狀況調査の爲め方の手續を爲すことあり
- 第一 裁判所は資本の十分の一以上に當たる株主の請求あるときは會社の業務及び財産の狀況を調査せしむる爲め検査役を選任することを得
 - 第二 検査役は其調査の結果を裁判所に報告すべし
 - 第三 報告の結果裁判所は必要ありと認むるときは監査役をして株主總會を招集せしむ
 - 第四 右の總會に於ては特に検査役を選任して會社の業務及び財産の狀況を調査せしむることを得

九 社債

株式會社は資金の缺乏を告ぐるに方り債券なる有價證券を發行して公衆より金錢の借入を爲す極めて便利なる借入方法あり之を社債の募集と云ふ

(一)社債の募集に關しては左の點に注意すべし

- 第一 社債の募集は定款の變更と同一の決議を必要とす
- 第二 社債の總額は拂込みたる株金額を超ゆべからず但し最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込金額に満たざるときは其財産額を超ゆべからず
- 第三 二回以上社債を募集するには前に募集したる社債總額の拂込を終はらざるべからず
- 第四 各社債の金額は二十圓以上とす
- 第五 社債權者に償還すべき金額が券面額に超ゆべきことを定めたるときは其金額は各社債に付き同一なるべし

(二)社債の申込

社債の募集に應せんとする者は社債申込證二通に其引受くべき社債の數及び住所を記載し之に署名すべし但し社債發行の最低價額を定めたる場合には應募者は申込證に應募價額を記載すべし社債申込證には左の事項を記載すべし

- 一 會社の商號

- 一 社債の總額
- 二 各社債の金額
- 三 社債の利率
- 四 社債償還の方法及び期限
- 五 數回に分ちて社債の拂込を爲さしむるときは其拂込の金額及び時期
- 六 社債發行の價額又は其最低價額
- 七 會社の資本及び拂込みたる株金の總額
- 八 最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産の額
- 九 前に社債を募集したるときは其償還を終はらざる總額
- 十 社債申込證は取締役作るべきものなるも社債募集の委託を受けたる者は自己の名を以て會社の爲めに申込證を作ることを得
- 十一 契約に依り社債の總額を引受くる場合には社債募集の委託を受けたる者が自ら社債の一部を引受けたる場合は右の手續を爲すに及ばず

(三) 社債の拂込

社債の募集が完了したるときは取締役は直ちに各社債に付き其全額又は第一回の拂込を爲さしむ

(四) 登記

社債募集の委託を受けたる者は自己の名を以て會社の爲めに右の行爲を爲すことを得

社債の拂込ありたるときは取締役は拂込の日より二週間内に本店及び支店の所在地にて登記を爲すべし右登記事項は左の如し

- 一 社債の總額
- 二 各社債の金額
- 三 社債の利率
- 四 社債償還の方法及び期限
- 五 各社債に付き拂込みたる金額

右の事項に變更を生じたるときは其登記を爲すべし

(五) 債券の發行

第七編第二章を參看せよ

(六) 社債原簿

會社の本店には社債原簿を備ふべし此原簿に記載すべき事項は左の如し

- 一 社債權者の氏名、住所

- 二 債券の總額
- 三 社債の總額
- 四 各社債の金額
- 五 社債の利率
- 六 社債償還の方法及び期限
- 七 數回に分ちて社債の拂込を爲さしむるときは其拂込の金額及び時期
- 八 各社債に付き拂込みたる金額及び拂込の年月日
- 九 債券發行の年月日
- 十 各社債の取得の年月日
- 十一 無記名式の債券を發行したるときは其數、番號及び發行の年月日

一〇 定款の變更（資本の増減、新株の發行、株式の併合）

（甲）定款の變更に付ては左の點に注意すべし

- 第一 定款は株主總會の決議に依るに非ざれば之を變更すべからず
- 第二 定款の變更に關する議案の要領は株主總會招集の通知及び公告に之を記載すべし
- 第三 定款の變更を決議するには總株主の過半数以上にして資本の半額以上に當たる株主出席し

其議決權の過半数あることを必要とす但し無記名式株券を有するに拘はらず之を供託せざる者は總株主の員數に算入せず

出席せる株主が右の定數に達せざるときは出席したる株主の議決權の過半数を以て假決議を爲すことを得此場合に於ては各株主に對して其假決議の趣旨を通知し且つ無記名式の株券を發行したるときは其趣旨を公告し更に第二回の株主總會を招集すべし

第二回の株主總會に於ては出席したる株主の議決權の過半数を以て假決議の認否を決す

會社の目的たる事業を變更する場合には右二項の手續を要せず

會社の資本の増加又は減少は定款の變更に外ならず

（乙）資本の増加

資本の増加に關しては左の點に注意すべし

- 第一 資本の増加は株金額拂込の後に非ざれば之を行ふべからず
- 第二 資本の増加の場合に於ては特に優先株を發行することを得
- 優先株を發行したる場合には左の手續を爲すべし
 - （一）優先株を發行したるときは其旨を定款に記載すべし
 - （二）優先株を發行したる場合に於て定款の變更が優先株主に損害を及ぼすべきときは株主總會の

決議の外優先株主の總會の決議を必要とす

優先株主の總會は株主總會に同じ

第三 資本を増加する場合に於て金銭以外の財産を以て出資と爲す者あるときは其者、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數をも増資と同時に決議すべし

第四 新株の募集并に其申込は設立の際の株式の募集及び申込に同じきが故に「株式の申込」の部を參看せよ尤も之に關する特別なる點を擧ぐれば左の如し

(一) 株式申込證は取締役之を作り左の事項を記載すべし

- 一 會社の商號
- 二 増加すべき資本の總額
- 三 資本増加の決議の年月日
- 四 第一回拂込の金額
- 五 額面以上の價額を以て株式を發行する場合には其旨
- 六 金銭以外の財産を出資と爲したる者、其財産の種類、價格及び之に與ふる株式の數
- 七 優先株を發行する場合には其種類及び其各種の株式の數
- 八 一定の時期までに増資の登記を爲さざるときは株式の申込を取消し得べきこと

數種の優先株を發行する場合に於ては株式申込人は株式申込證に引受くべき株式の種類及び各種の株式の數を記載すべし

(二) 新株に付き第一回の拂込ありたるときは取締役は直ちに株主總會を招集して新株募集に關する事項を報告すべし

(三) 監査役は新株總數の引受ありたるや否や及び各新株に付き第一回の拂込ありたるや否やを調査し株主總會に之を報告す

株主總會は右の調査及び報告を爲さしむる爲め特に検査役を選任することを得

(四) 引受なき株式、第一回の拂込未済なる株式又は株式申込の取消あるときは取締役は連帶して其株式を引受け又は其拂込を爲す義務を負ふ

第五 新株の拂込後招集したる株主總會が終結したるときは其日より二週間内に本店及び支店の所在地に於て登記を爲すべし

- 一 増加したる資本の總額
- 二 資本増加の決議の年月日
- 三 各新株に付き拂込みたる株金額
- 四 優先株を發行したるときは其種類及び其各種の株式の數

右の事項に変更を生じたるときは其旨を登記すべし

第六 増資の登記を爲すまでは新株券の登記及び新株の譲渡又は其豫約を禁ず

(丙)資本の減少

資本の減少に關しては左の點に注意すべし

第一 株主總會に於て資本減少の決議を爲すときは同時に其減少の方法を決議すべし

第二 減資の決議の日より二週間に財産目録及び貸借對照表を作り債權者に對し異議あらば一定の期間内(二ヶ月以上の)に之を述べべき旨を公告し且知れたる債權者には各別に之を催告すべし

債權者が異議を述べざりしときは之を承認したるものとす若し異議を述べたるときは會社は之に辨濟を爲し又は相當の擔保を供せざれば減資を實行すべからず之に拘はらず減資を實行したるときは異議ある債權者に對し之を主張することを得ず

債權者に對する公告を爲さずして減資を爲したるときは其減資を債權者に對抗することを得ず知れたる債權者に催告を爲さずして減資を爲したるときは其減資は之を以て其催告を受けざりし債權者に對抗することを得ず

第三 減資の爲め株式を併合すべき場合に於ては會社は株主に對し一定の期間内(三ヶ月以上の)

に株券を會社に提供すべき旨及び其期間内に之を提供せざるときは株主の權利を失ふべき旨を通知することを得通知を發したるときは同時に之を公告すべし

右の手續を履むも株主が株券を提供せざるとき又は株券を提供したるも併合に適せざる株あるときは其權利を失ふ(其株主の氏名、住所及び株券の番號を公告すべし)此場合には會社は新株を競賣し且株數に應じて其代金を従前の株主に交附すべし

株式併合の場合に於て従前の株式を目的とする質權は併合に因りて株主が受くべき株式及び金銭の上に存するものとす

一一 解散

會社解散の原因は左の如し

第一 存立時期の滿了其他定款に定めたる事由の發生

第二 會社の目的たる事業の成功又は其成功の不能

第三 會社の合併(定款の變更の決議方法に同じ)

第四 株主總會の決議(定款の變更の決議方法に同じ)

第五 株主が七人未滿に減じたること

第六 會社の破産

第七 裁判所の命令

會社が解散したるときは破産の場合を除く外取締役は直ちに株主に其旨を通知し且つ無記名式の株券を發行したるときは之を公告すべし

其他は合名會社の解散に同じ

二二 清算

(一) 會社が解散したるときは合併及び破産の場合を除く外取締役其清算人と爲る但し定款に別段の定めあるとき又は株主總會に於て他人を選任したるときは格別なりとす

清算人たる者なきときは裁判所は利害關係人の請求に因り清算人を選任す

(二) 清算人は就職の後直ちに會社財産の現況を調査し財産目録及び貸借對照表を作り之を株主總會に提出して其承認を求め又定時總會の會日より一週間前に目録、對照表并に事務報告書を監査役に提出すべし

(三) 株主總會に於て選任したる清算人は何時にても總會の決議を以て之を解任し又重要な事由あるときは裁判所は監査役又は資本の十分の一以上に當たる株主の請求に因り清算人を解任することを得

(四) 殘餘財産は株式拂込金額の割合に應じて之を株主に分配す但し會社が優先を發行したる場合に

於て之に異なりたる定あるときは格別なり

(五) 清算事務が終了したるときは清算人は直ちに決算報告書を作り之を株主總會に提出して其承認を求むべし

(六) 會社の帳簿、其營業上の信書及び清算に關する一切の書類は清算終了の登記後十年間保存すべし

其保存者は清算人其他の利害關係人の請求に因り裁判所之を選任す

其他は合名會社の清算に同じ

第四章 株式合資會社 (商法第二百三十五條以下)

一 株式合資會社は株主と無限責任社員とを以て組織する會社なり無限責任社員相互間の關係、無限責任社員と株主及び第三者との關係、無限責任社員の退社は合資會社と同一にして其他は株式會社に同じ爰には株式合資會社に特別なる點を擧ぐるに止む

二 定款

無限責任社員は發起人と爲り定款を作り之に左の事項を記載して署名すべし

第一 目的

第二 商號

第三 一株の金額

第四 本店及び支店の所在地

第五 會社が公告を爲す方法

第六 株金の總額

第七 無限責任社員の氏名、住所

第八 無限責任社員の株金以外の出資の種類及び價格又は評價の標準

三 株主の募集

株主の募集は無限責任社員之を爲すべし

株式申込證には左の事項を記載すべし

第一 存立時期及び解散の事由

第二 株式の額面以上の發行

第三 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名

第四 金錢以外の財産を以て出資と爲す者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數

第五 會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額

第六 定款作成の年月日

第七 第一回拂込の金額

第八 一定の時期までに會社が成立せざるときは株式の申込を取消し得べきこと

第九 定款に記載すべき事項

第十 無限責任社員が株式を引受けたるときは其各自の引受けたる數

四 監査役

監査役は創立總會に於て選任するものにして左の事項を調査し之を創立總會に報告すべし

第一 株式總數の引受ありたるや否や

第二 各株に付き第一回の拂込ありたるや否や

第三 發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名、金錢以外の財産を出資と爲したる者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數、會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額の正當なるや否や

第四 無限責任社員の株金以外の出資の種類及び價格又は評價の標準

監査役は無限責任社員をして株主總會の決議を執行せしむる責に任す

五 創立總會が終結したるときは二週間内に其本店及び支店の所在地にて設立の登記を爲すべし登記事項は第二百四十二條を參看せよ

六 無限責任社員の任務は左の如し

(一)無限責任社員は監査役と爲ることを得ず

(二)無限責任社員は總會に出席して意見を述べたことを得但し株式を引受けたるるときと雖ども議決の數に加はることを得ず

議決權に關しては無限責任社員の引受けたる株式其他の出資を算入せず

(三)會社を代表すべき無限責任社員は株式會社の取締役と同じ但し左の事項に關する取扱方は無限責任社員に適用なし

第一 選任、解任

第二 會社と取締役との關係

第三 員數

第四 任期

第五 株券の供託

第六 競業の禁止

第七 報酬

(四)合資會社に於て總社員の同意を要する事項に付ては株主總會の決議の外無限責任社員の一致を必要とす

七 解散

解散の事由は合資會社と同じ

無限責任社員の全員が退社したる場合に於ては株主は定款の変更と同一の決議に依り株式會社として會社を繼續することを得

八 清算

清算人は無限責任社員の全員又は其選任したる者及び株主總會に於て選任したる者とす

無限責任社員の清算人選任及び解任は過半數を以て決すべく又株主總會の選任する清算人は無限責任社員又は其相續人又は其選任する者と同數とす

無限責任社員は何時にても其選任したる清算人を解任することを得

清算人は計算に付き株主總會の承認の外無限責任社員全員の承認を得べし

九 組織の變更

株式合資會社は其組織を變更して之を株式會社と爲すことを得此場合に於ては株主總會は直ちに株

式會社の組織に必要な事項を決議すべし無限責任社員も亦其引受くべき株式の數に應じて議決權を有す

之に付ては合資會社の合併と同一の取扱を爲す

第五章 外國會社 (商法第二百五十五條以下)

外國の商事會社は本邦に於ても法人として權利を有し義務を負ふ商法は之を單に外國會社と云ふ外國會社に關しては左の三種の取扱を爲す

第一 外國會社が日本に支店を設けたる場合

此場合には左の手續を爲すべし

(一) 日本に成立する同種のもの又は最も之に類似せるものと同一の登記及び公告を爲すべし

(二) 日本に支店を設けたる外國會社は其日本に於ける代表者を定め且つ支店設立の登記と同時に其氏名、住所を登記すべし

右の代表者は會社の營業上の一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有するものにして其者が職務を行ふに付き他人に加へたる損害は會社賠償の責に任ず又其代理權に制限を加へたる時は之を知らざる者に對して此制限を主張することを得ず

代表者が會社の業務に付き公の秩序又は善良なる風俗に反する行爲を爲したるときは裁判所は檢事の請求に因り又は權職を以て其支店の閉鎖を命ずることあり

(三) 外國會社が始めて日本に支店を設けたるときは其支店の所在地にて登記を爲すまでは第三者は其會社の成立を否認することを得

第二 外國會社が日本に支店を設けたる場合

此場合には外國に於て設立するものと雖も日本に於て設立する會社と同一の取扱を爲す

第三 外國會社が日本に於て商業を營むことを主たる目的とする場合

第二に同じ

外國會社が日本に於て株券又は債券を發行し、株式又は社債を讓渡す場合には株式會社の其れと同一の取扱を爲す

〔參照〕

民法第三十六條 外國法人ハ國、國ノ行政區畫及ヒ商事會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス但法律又

ハ條約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外國法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私權ヲ有ス

但外國人カ享有スルコトヲ得サル權利及ヒ法律又ハ條約中ニ特別ノ規定アルモノハ此限ニ在

第六章 罰 則 (商法第二百六十一條以下)

一 商法違反行為に對する制裁には左の三種あり

第一 懲役

第二 禁錮

第三 罰金

第四 過料

右の中第一乃至第三は刑罰にして第四は刑罰にあらず故に第一乃至第三に該當すべき行為に付ては不正行為の日より三年を経過するときは其制裁を免るるも過料は年限の経過に因りて消滅せず

二 會社に關し商法に違反せる行為ありたる場合に於ては左記の者を處罰す

第一 發起人

會社合併の場合に於て定款の作成其他設立に關する行為を爲す爲め各會社より選任せられたる者は發起人に同じ

第二 取締役

第三 外國會社の代表者

第四 會社の業務執行社員

第五 監査役

第六 株式會社又は株式合資會社の支配人

第七 清算人

三 會社に關する商法違反行為を種類別とすれば左の如し

第一 官廳又は總會に對し不正行為ありたる場合

(一)官廳又は總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隠蔽したるとき(十圓以上千圓以下の過料)
(二)裁判所又は總會を欺罔したるとき但し設立若しくは資本の増加又は其登記を爲し若しくは之を爲さしむる目的を以て株式總數の引受又は資本に對する拂込額に付き此行為ある場合に限り(一年以下の懲役若しくは禁錮又は十圓以下の罰金)

(三)裁判所の命令に違反したるとき但し外國會社が支店の閉鎖を命せられたる場合に限り(十圓以上千圓以下の過料)

第二 會社の計算上不正行為ありたる場合

(一)會社の計算に於て不正に其株式を取得し又は質權の目的として之を受けたるとき但し名義は

何人にも差支なし（一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金）

（二）利益又は利息の配當が法令又は定款に反したるとき（刑罰は（一）に同じ）

（三）會社の營業の範圍外に於て投機取引の爲に會社財産を處分したるとき（刑罰は（一）に同じ）

（四）資本の四分の一に達せざるに其利益の二十分の一以上を準備金に積立てざるとき（十圓以上千圓以下の過料）

第三 本店の所在地に於て登記を爲さずして開業の準備に着手したるとき（五圓以上五百圓以下の過料）

第四 合併、會社財産の處分、資本の減少又は組織の變更の場合に正當の手續を爲さざるとき（十圓以上千圓以下の過料）

第五 株式又は社債に關し不正行爲ありたる場合

（一）株式の消却が資本減少の手續に依らざるとき（十圓以上千圓以下の過料）

（二）株式金額の拂込なきに株券を無記名式と爲したるとき（同前）

（三）社債の募集又は債券の發行に關し正當の手續を爲さざるとき（同前）

（四）株式申込證又は社債申込證を作らず、之に記載すべき事項を記載せず若しくは不正の記載を爲したるとき（五圓以上五百圓以下の過料）

（五）株券又は債券に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したるとき（同前）

（六）設立又は増資の登記を爲す前株券を發行したるとき（同前）

第六 検査又は調査を妨げたる場合

此場合には五圓以上五百圓以下の過料に處せらる若し検査役の調査を妨げたるときは過料は十圓以上千圓以下とす

第七 登記を怠りたるとき（五圓以上五百圓以下の過料）

第八 公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知を爲したるとき（同前）

第九 定款、株主名簿、社債原簿、總會の決議録、財産目録、貸借對照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金利益利息の配當に關する議案を本店若しくは支店に備へ置かず又は之に記載すべき事項を記載せず若しくは之に不正の記載を爲したるとき（五圓以上五百圓以下の過料）
此等の書類を正當の理由なくして閲覧せしめざるとき亦同じ

第十 株主總會を招集せざるとき但し會社の資本の半額を失ひたる場合又は監査役が裁判所より招集を命ぜられたる場合に限る（五圓以上五百圓以下の過料）

第十一 清算に關し不正行爲ありたる場合

（一）清算人に事務の引渡を爲さざるとき（十圓以上千圓以下の過料）

- (二)清算の結了を遅延せしむる目的を以て債権申出の期間を不當に定めたる時(同前)
 - (三)二ヶ月以内に或債権者に辨済を爲したるとき(同前)
 - (四)會社の債務を辨済せざるに會社の財産を社員に分配したるとき(同前)
- 第十二 破産宣告の請求を怠りたる時(十圓以上千圓以下の過料)
- 第十三 發起人、業務執行社員、取締役、外國會社の代表者、監査役又は清算人が重要な義務を盡さざるとき(五圓以上五百圓以下の過料)

第五編 組 合 (商法第二百九十七條以下)

組合とは相互に出資を爲して共同の事業を營むを云ふも商業上の組合には匿名組合の外産業組合、同業組合あり匿名組合は商法に規定せられ産業組合は産業組合法に同業組合は同業組合法に規定せらる

一 匿名組合

當事者の一方が相手方の爲めに出資を爲して營業を爲さしめ其營業より生ずる利益の分配を受けるときは之を匿名組合と云ふ出資者が自から商業を營まざるが爲めに此名稱を附せらる而して出資者を匿名組合員と云ひ營業を爲す者を營業者と云ふ

〔参照〕

民法第六百六十七條 組合契約ハ各當事者カ出資ヲ爲シテ共同ノ事業ヲ營ムコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

出資ハ勞務ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得

匿名組合員關係は左の如し

- (一)組合員の出資は營業者の財産に歸す
出資は金銭其他の財産又は勞務を以てすることを得
- (二)組合員は營業者の行爲に付て第三者に對して權利義務を有せず
若し自己の氏名を營業者の商號中に用ゐ又は自己の商號を營業者の商號として用ゆることを承諾したるときは其使用後に生じたる債務に付ては營業者と連帶して其責に任ず
組合員は組合の業務を執行し又は組合を代表することを得ず
- (三)組合員は出資が損失に因りて減じたるときは其填補の後に非ざれば利益の配當を受けざるものとす
- (四)組合員は組合の財産目録、貸借對照表を閲覽し又組合の業務及び組合財産の狀況を檢查することを得

右は營業年度の終に於て爲すを普通とするも重要な事由あるときは裁判所の許可を得て何時に

ても之を爲すことを得

此申請は組合の所在地の地方裁判所に爲す

匿名組合は左の場合に於て解消す

第一 存続期間を定めたるときは該期間の満了に因りて解消す

第二 存続期間を定めざりしとき又は終身間存続と定めたるときは當事者の一方より營業年度の終に於て解約することを得

第三 止むを得ざる事由あるときは何時にても解約することを得

第四 組合の目的たる事業が成功したるとき又は事業の成功が不能なるときは解消す

第五 營業者が死亡し又は禁治産の宣告を受けたるときは解消す

第六 營業者又は匿名組合員が破産したるときは解消す

組合が解消したるときは營業者は組合員に其出資を返還す但出資が損失に因りて減じたるときは其残額を返還す

〔参照〕

民法第六百六十七條 組合契約ハ各當事者カ出資ヲ爲シテ共同ノ事業ヲ營ムコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

出資ハ勞務ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得

非訟事件手續法第三百一十一條 商法第一百一十一條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ

於テハ検査ヲ要スル事由、同法第六十條第二項ノ規定ニ依リ總會招集ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ取締役カ其招集ヲ怠リシ事實ヲ説明スルコトヲ要ス

前項ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

同 第三百二十二條 前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ裁判所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ爲スヘシ

申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

同 第二百二十六條 商法第四十七條、第四十八條、第一百一十一條第二項、第二百二十四條、第六十條第二項、第九十六條第二項、第九十八條及ヒ商法施行法第九十五條第二項、第二百二條

第二項、第一百十條第二項ニ定メタル事件ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第二百六十條ニ定メタル事件ハ閉鎖ヲ命セラルヘキ外國會社ノ支店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

商法第二百三十三條ニ定メタル事件ハ解散シタル株式會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

商法第二百八十九條第一項及ヒ第六百十條第一項ニ定メタル事件ハ競賣ニ付スヘキ物品所在地ノ區裁判所ノ管轄トス

二 産業組合

相互に出資を爲し産業又は其他經濟の發達を企圖する爲めに組合を設くるときは之を産業組合と云ひ社團法人なり (明治三十三年三月法律第三十四號産業組合法参照)

(一) 産業組合に四種あり

- 一 信用組合 (組合員に産業上必要なる資金の貸付及び貯金の便宜を得せしむるもの)
- 二 販賣組合 (組合員生産物に加工し又は加工せずして賣却するもの)
- 三 購買組合 (産業又は生計に必要な物ヲ購買し之に加工し又は加工せずして組合員に賣却するもの)

四 生産組合 (組合員の生産物に加工し又は組合員に産業上必要なる物を使用せしむるもの)

(二) 産業組合の組織に三種あり

- 一 無限責任組合 (組合員の責任が連帶無限なるもの)
- 二 有限責任組合 (組合員の責任が出資額に止まるもの)
- 三 保證責任組合 (組合員の責任が出資額の外一定の金額まで及ぶもの)

(三) 産業組合の特色は所得税及び營業税を課せられざるに在り

(四) 産業組合設立の要件は左の如し

- 第一 七人以上なること
- 第二 設立者は定款を作り之を主たる事務所所在地の地方長官に差出し許可を請ふこと
・定款に記載すべき事項は産業組合法第九條に規定せり
- 第三 組合員の數を限定し得ざること
- 第四 出資一口の金額は均一なること
- 第五 設立の許可ありたるときは第一回の拂込を爲さしめ設立の登記を爲すこと
登記手續は産業組合法第十四條乃至第十六條、第九十六條乃至第九十九條に規定せり
登録税は一圓五十錢とす

(五) 産業組合員の權利義務 (第十七條乃至第二十四條)

(六) 産業組合には理事及び監事を置く

理事監事の選任及び解任 (第二十五條乃至第二十八條)

理事の任務 (第二十九條乃至第三十三條)

監事の任務 (第三十三條乃至第三十五條)

- (七) 總會の決議、招集、之に代はるべき總代會の設置 (第三十六條乃至第三十八條ノ二)
- (八) 定款の変更、出資金額の減少 (第三十九條乃至第四十二條、第百條)
- (九) 剰餘金の處分、拂分の處分、準備金積立等 (第四十三條乃至第四十八條)
- (十) 組合員の加入及び脱退 (第四十九條乃至第五十八條)
- (十一) 産業組合は行政官廳之を監督す (第五十九條乃至第六十一條)
- (十二) 産業組合の解散 (第六十二條乃至第六十九條、第一百一條乃至第一百三條)、清算 (第七十條乃至第七十五條)
- (十三) 産業組合には聯合會又は中央會を設けて組合の普及發達聯絡を圖ることを得 (第七十六條乃至第九十二條)
- (十四) 理事、監事、清算人が法律に定めたる手續を爲さざるとき又は組合の目的たる事業に非ざる營利事業を營むときは五圓以上三百圓以下の過料に處せらる (第九十三條、第九十四條)

三 同業組合

同業者又は營業上の利害を共にする者が營業上の弊害を矯正して其利益を圖る爲め組合を設くることを得之を同業組合と云ふ

同業組合は規約を以て其目的、方法、區域、役員、入退、費用、違約者處分等を定め官廳の許可を

受け且其事蹟及び決算等を報告す

同業組合は官廳の許可を得て聯合會を設くることを得

(明治十七年十一月農商務省達同業組合準則参照)

同業組合に強制的のものあり其二三を擧ぐれば左の如し

(一) 重要物産同業組合

重要物産の生産、製造又は販賣に關する營業を爲す者は相ひ集まり農商務大臣の認可を得て同業組合を設くることを得此組合は法人なり

第一 重要物産とは蠶絲、織物、米穀、材木、紙、味噌、醬油、陶磁器、肥料、漆器、筵、砂糖、木炭、菓物等にして其種類一定せず區域内約十萬圓以上の生産物あるときは組合を組織することを許さるるものと認め可なるべし

第二 目的は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し其利益を増進するに在り

第三 一定の區域を定め其區域内に於て組合員と同一の業を營む者は組合に加入すべき義務を負ふ之に違反したる者は二圓以上百圓以下の過料に處せらる

第四 組長は會を統轄し副組長之を補佐し又評議員ありて業務施行の狀況を監査す

第五 検査規定を設け組合員の營業品を検査し違約者より過怠金を徴し違約物品を沒收すること

を得

第六 官吏の臨検を拒むことを得ず又質問に對し確實に答辯すべき責任あり之に違反するときは二圓以上百圓以下の過料に處せらる

第七 組合の證票若くは検査證を營業品に偽りて附し又は偽造變造の證票若くは検査證を營業品に附したる者は十日以上六月以下の懲役又は十圓以上百圓以下の罰金に處せらる

第八 組合は相互の氣脈を通じ其目的を達する爲め同業組合聯合會を設けることを得

(明治三十三年三月法律第三十五號重要物産同業組合法參照)

他の特種組合は此組合と同様のものと認め差支なし

(二) 漁業組合

一定の區域内に住所を有する漁業者は組合を組織することを得之を漁業組合と云ふ(明治三十五年五月農商務省令第八號漁業組合格則參照)

(三) 水産組合

漁業者又は水産動植物の製造若くは販賣を業とする者は水産業の改良發達及び水産動植物の蕃殖保護其他水産業に關し共同の利益を圖る爲め組合を設けることを得之を水産組合と云ふ(明治三十五年五月農商務省令第九號水産組合格則參照)

(四) 酒造組合

酒類製造者即ち清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎を製造する者は稅務署管内を一區域として組合を設けることを得之を酒造組合と云ふ(明治三十八年一月法律第八號酒造組合法參照)

(五) 茶業組合

茶業者即ち茶を製造して販賣し又は茶園を有し茶生葉を販賣する者及び生葉若くは製葉を仲買又は販賣する者は製造を精良にし販路を擴張し賣買を正確ならしむる爲め組合を設けることを得之を茶業組合と云ふ(明治二十年十二月農商務省令第四號茶業組合格則參照)

(六) 産牛馬組合

牛馬の生産に従事する者は牛馬の改良及び共同の利益を圖る爲め組合を設けることを得之を産牛馬組合と云ふ(明治三十三年二月法律第二十號産牛馬組合法參照)
森林組合、水利組合、市町村組合、共濟組合の如きは公益的組合に屬し茲に所謂組合とは其性質を異にす

第六編 營業上の設備

第一章 營業所

- 一 營業所は商人の營業の本據即ち營業の中心にして生活の本據に非ず故に住所と營業所とは異なることあり會社の如きは營業所の外に住所なし
- 二 同一の營業に付き營業所が數個あるときは其内主たるものを本店と云ひ他を支店と云ふ本店と支店との關係は左の如し
 - 第一 本店と支店とは必ず同一の主人なり
 - 第二 支店は本店と同一の營業を爲す
 - 第三 支店は多少獨立的狀態に在るべし是れ出張所、代理店と異なる點なり
 - 第四 本店の所在地にて登記すべき事項は支店の所在地にても登記す
 - 第五 支店にて爲したる取引は其支店に於て完結すべし

第二章 商業登記（商法第九條以下）

營業上の法律關係を公衆に知らしむる爲めに商業登記の制度を設けたり

- (一) 登記すべき事項は左の如し
- (イ) 未成年者
- (ロ) 妻

法定代理人

- (ロ) 商號
- (ハ) 支配人
- (ニ) 會社
- (ホ) 産業組合

本店の所在地に於て登記すべき事項は支店の所在地にても登記せざるべからず又登記したる事項に變更を生じ若くは消滅したるときは直ちに變更又は消滅の登記を爲すべし

(一) 登記は營業所所在地の登記所に備へ附けある商業登記簿に爲すものなるが故に登記を受けんとする者は該登記所に申請を爲すべし

(二) 登記したる事項は登記所に於て官報及び新聞紙上に少くとも一回之を公告す而して公告を掲載すべき新聞紙は毎年十二月に之を選定し官報及び新聞紙上に之を公告す

(三) 登記すべき事項は登記及び公告の後に非ざれば之を以て其事實を知らざる者に對して主張することを得ず尤も登記及び公告の後と雖ども正當の事由に因りて知らざる者に對しても同様なり

本店支店の區別ある場合に於て支店の所在地にて登記すべき事項を登記せざりしときは其支店にて爲したる取引に付ても右に同じ

登記と公告とは時に抵觸することなしとせず此場合には登記を以て對抗することを得

第二章 商 號 (商法第十六條以下)

一 商號は商人が自から商業を営むことを表示する爲めの特別の名稱にして現今にては其生國名、氏を用ゆるを普通とするも住々氏名ともに用ひ又は他の名稱を用ゆることあり各人の自由に任かすも雖ども左の制限あり

(一) 會社の商號中には必ず其種類に従ひ合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社ノ文字を用ゐざるべからず

(二) 會社に非らざる者は商號中に會社たることを示すべき文字を用ゆることを得ず會社の營業を讓受けたるるときと雖ども讓受人が會社に非ざるときは矢張り會社の商號を用ゆることを許さず若し之に違反するときは五圓以上五十圓以下の過料に處せらるるの制裁あり

二 商號は登記するを例規とするも強ひて登記を爲すことを要せず尤も商號を登記するときは左の効力を生ず

(一) 他人が登記したる商號は同一市町村内に於て同一の營業の爲めに登記することを得ず隨て同一市町村内に於ては同一の營業の爲め他人が登記したる商號と判然區別し得るときに非ざれば登記

を受くることを得ず

(二) 不正の競争の目的を以て同一又は類似の商號を使用する者に對しては其使用を止むべきことを請求し且損害の賠償を請求することを得而して不正の競争の目的を以て商號を使用したるや否やは事實問題なりと雖ども同一市町村内に於て同一の營業の爲めに他人の登記済商號を使用するときは不正の競争の目的を以て之を使用するものと推定せらる

(三) 商號の讓渡は登記を爲さざれば之を以て第三者に對抗することを得ず

(四) 商號と共に營業を讓渡したる場合に於ては

(イ) 當事者が別段の意思を表示せざりしときは讓渡人は同一市町村内に於て二十年間同一の營業を爲すことを得ず

(ロ) 讓渡人が同一の營業を爲さざる特約を爲したるときは其特約は同一府縣内に於て三十年以内其効力を有す

(ハ) 讓渡人は如何なる場合に於ても不正の競争の目的を以て同一の營業を爲すことを得ず

(五) 匿名組合員が其氏若くは氏名を營業者の商號中に用ひ又は其商號を營業者の商號として用ゆることを承諾したるときは其使用以後に生じたる債務に付ては營業者と連帶して其責に任ず

(六) 商號を廢止し又は變更したるときは其登記を爲すべし

若し此登記を爲さざるときは利害關係人は商號登記の抹消を申請することを得
此申請ありたるときは登記所は登記を爲したる者に對し其旨を告知し且一ヶ月以内に異議あらば
之を申立つべき旨を催告す

該期間内に異議の申立なきときは直ちに登記を抹消す之に反し若し異議の申立ありたるときは登
記所は理由を附したる決定を以て裁判を爲す此裁判に對しては即時抗告を許し且抗告は執行停止
の効力を有す

三 商號登記の申請に付ては左の事項に注意すべし

第一 商號又は其變更の登記の申請は營業所所在地の登記所に爲すこと

第二 申請は書面を以てすること

第三 申請書には左の要件を具備すること

(一)申請人の氏名、住所

會社が申請人なるときは其商號及び本店又は支店

(二)代理人より申請を爲すときは其氏名、住所

(三)登記の目的及び事由

(四)年月日

(五)登記所の表示

(六)營業の種類

(七)申請人又は其代理人の署名、捺印

第四 商號の登記を爲したる者の承繼人が商號を使用せんとするときは其資格を證する書面又は讓
受證書を添ふること

第五 商號の登記を爲したる者が氏、名又は住所を變更したるときは其登記を申請すること

第六 商號を廢止し又は變更したるときは其登記を申請すべく相續人又は法定代理人が申請を爲す
には其資格を證する書面を添ふること

利害關係人より商號登記の抹消を申請するには其登記上利害の關係を有することを説明すること

〔参照〕

非訟事件手續法第百五十八條 商號ノ登記ハ同市町村内ニ於テハ同一ノ營業ノ爲メ他人カ登記シ
タルモノト判然區別シ得ルトキニ非サンハ之ヲ爲スコトヲ得ス

同 第百五十九條 商法施行法第十三條第一項ノ規定ニ依リ他人カ登記シタル商號ト同一ノ商號
ノ登記ヲ申請スル者ハ舊商法施行前ヨリ之ヲ使用スルコトヲ證明スルコトヲ要ス(三十二年
法律第五十一號ヲ以テ改正)

- 同 第六十條 商號ノ登記ノ申請書ニハ第四百九條第二項ニ掲ケタル事項ノ外營業ノ種類ヲ記載スヘシ商號ノ變更ノ登記ヲ申請スルトキ亦同シ
- 同 第六十一條 商號ノ登記ヲ爲シタル者ノ承繼人カ商號ヲ續用セントスルトキハ其資格ヲ證スル書面又ハ讓受證書ヲ添ヘ其登記ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス
- 商號ノ登記ヲ爲シタル者カ氏、名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其登記ヲ申請スヘシ
(三十二年法律第五十一號ヲ以テ本條改正)
- 同 第六十二條 商號ヲ廢止シ又ハ變更シタルトキハ當事者ハ其登記ヲ申請スヘシ
相續人又ハ法定代理人カ前項ノ申請ヲ爲ストキハ申請書ニ其資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 同 第六十三條 商法第二百二十四條第一項ノ規定ニ依リテ商號登記ノ抹消ヲ申請スル者ハ其登記上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ説明スルコトヲ要ス
- 同 第六十四條 第六十一條ノ二乃至第六十五條ノ四ハ前條ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四章 商標

- 一 商標は營業者が自家の商品と他の商品とを區別する爲め自家の商品に附するものにして文字、圖形又は記號を用ゆ(四十二年四月法律第二十五號商標法參照)
- 二 左に掲ぐるものは商標として登録を受くべからず
- 第一 菊花御紋章と同一若くは類似の圖形を有するもの
- 第二 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章又は外國の國旗と同一若くは類似のもの
- 第三 秩序又は風俗を紊り若くは人を瞞着するの虞あるもの
- 第四 同一商品に慣用する標章と同一又は類似のもの
- 第五 世人の周知する他人の標章と同一又は類似にして同一商品に使用するもの
- 第六 白地に赤十字の記章又は赤十字と同一又は類似のもの
- 第七 博覽會、共進會の賞牌、賞狀又は褒狀と同一又は類似の圖形を有するもの
- 第八 登録失效後一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似のもの
- 三 商標に専用せんとするには特許局の商標原簿に登録を受けざるべからず
商標權に付ては左の點に注意すべし

- (一) 商標は専用者の指定したる商品に限る
- (二) 商標は營業と分離すべからず
- (三) 商標登録の効力は商號と異なり全國内に其效力を有す
- (四) 商標専用の年期は二十年とす
- (五) 商標權の侵害は犯罪と爲る (懲役又は罰金に處せらる)
- (六) 商標權は之を使用する營業の廢止に因りて消滅す商標専用者が不正の行爲を爲し一年以上商標を使用せざる等に因り商標の登録を取消されたるとき亦同じ

第五章 商業帳簿 (商法第二十五條以下)

一 營業に關する一切の帳簿は商業帳簿なるも是れ事實上の商業帳簿にして法律上の商業帳簿にあらず爰に商業帳簿と稱するは商法に規定せられたる商業帳簿にして商人が備附けざるを得ざるものを云ふ即ち商人が營業の状態、財産の現況を整然且つ明瞭ならしむる爲め作製する帳簿なり商業帳簿の方式に付ては別段法律に定められたるものなし

二 商業帳簿には日記帳、財産目録及び貸借對照表の三種あり

第一 日記帳

日記帳は日日の取引其他の關係を記載する帳簿なり此名稱は法律に定められたるものにあらずを以て他の名稱を附するも差支なし

日記帳に關しては左の點に注意すべし

- (一) 日記帳には日日の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を記載すべし
- (二) 右の記載は整然として明瞭なることを要す
- (三) 小賣の取引は現金賣と掛賣とを區別し日日の賣上總額を記載するも差支なし
- (四) 家事費用は一ヶ月毎に其總額を記載するを以て足る

第二 財産目録

財産目録は財産の總目録にして之には動産、不動産、債權、債務其他一切の財産を記載したる帳簿を云ふ之に關しては左の點に注意すべし

- (一) 財産目録は開業の時及び毎年一回一定の時に之を作る
- 會社に在りては會社の設立登記の時及び毎年一回一定の時に之を作る又年二回以上の利益の配當を爲す會社に在りては毎配當期に之を作らざるべからず
- (二) 財産目録には動産、不動産、債權其他の財産に價額を附して之を記載すべし但し其價額は財産目録調製の時の價額とす

第三 貸借対照表

- 一 貸借対照表は貸方及び借方の何れが多きかを明かにするものなり調製の時期は財産目録に同じ
- 二 商業帳簿は十年間之を保存すべし此十年は商業帳簿を閉鎖したる時より起算するものとす
- 三 營業に關する信書も亦商業帳簿と同様十年間保存すべきものなり
- 四 裁判所は申立に因り又は職權を以て訴訟の當事者に商業帳簿の提出を命ずることを得

第六章 使用人 (商法第二十九條以下)

- 一 主人の雇人にして營業を補助する者は之を商業使用人と云ひ支配人、番頭、手代等の名稱あり商業使用人と主人との關係は雇傭關係なるが故に其大要は之を擧ぐれば左の如し雇入を選任と云ひ解雇を解任と云ふ
- (一) 報酬
- 使用人は左の場合に報酬を受く
 - (イ) 報酬を支拂ふ時期を定めたるときは其時期に達したるとき
 - (ロ) 時期の定めなかりしときは契約したる行爲を完結したるとき
- (二) 主人又は使用人の交替

主人は使用人の承諾あるに非ざれば他人に使用せしむることを得ず又使用人は主人の承諾あるに非ざれば他人をして自己に代はりて行爲を爲さしむることを得ず

(三) 解約

主人と使用人との關係は左の場合に消滅す

- 第一 使用期限を定めたるときは其期間の満了に因りて消滅す
但し五年以上に達するときは何時にても解約することを得 (見習者は十年)
- 第二 使用期限の定めなかりしときは何時にても解約することを得
- 第三 使用人が主人の承諾を得ずして他人を代はらしめたるときは主人より解約することを得
- 第四 已むを得ざる事情あるときは期限の定めあると否とに拘はらず何時にても解約を爲すことを得

- 第五 主人が破産の宣告を受けたるときは使用人より解約することを得
- 期限満了後尙は引續き使用人が業務に従事し主人之を知りつゝ異議を述べざるときは從來と同一の契約を爲したるものとす此場合に於て擔保物を提供し居りたるときは其擔保は期限後まで繼續せず (身元保證金は格別)

〔参照〕

一一六

民法第六百二十三條 雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

同 第六百二十四條 勞務者ハ其約シタル勞務ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

期間ヲ以テ定メタル報酬ハ其期間ノ經過シタル後之ヲ請求スルコトヲ得

同 第六百二十六條 使用者ハ勞務者ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得ス
勞務者ハ使用者ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ自己ニ代ハリテ勞務ニ服セシムルコトヲ得ス

勞務者カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ勞務ニ服セシメタルトキハ使用者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

同 第六百二十六條 雇傭ノ期間カ五年ヲ超過シ又ハ當事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間繼續スヘキトキハ當事者ノ一方ハ五年ヲ經過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス

前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲サント欲スルトキハ二个月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス

同 第六百二十七條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス

期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解約ノ申入ハ次期以後ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但其申入ハ當期ノ前半ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

六个月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ申入ハ二个月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

同 第六百二十八條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其事由カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

同 第六百二十九條 雇傭ノ期間滿了ノ後勞務者カ引續キ其勞務ニ服スル場合ニ於テ使用者カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前雇傭ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得
前雇傭ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキハ其擔保ハ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス但身元保證金ハ此限ニ在ラス

同 第六百三十條 第六百二十條ノ規定ハ雇傭ニ之ヲ準用ス

二 右の外各種の使用人に關し特別の規定あり

第一 支配人

支配人は主人を代表し其本店又は支店に於て主人の營業に關する一切の行爲を爲す權限を有する使用人なり

支配人は合名會社に在りては社員の過半数、合資會社に在りては無限責任社員の過半数、株式會社に在りては取締役の過半数、株式合資會社に在りては無限責任社員の過半数を以て之を選任す支配人の選任及び解任は本店又は支店の所在地に於て主人より之を登記すべし
支配人の任務は左の如し

(一) 主人に代はりて營業に關する一切の(裁判上又は裁判外の)行爲を爲す權限を有す

(二) 使用人を選任又は解任することを得

(三) 支配人數人あるときに共同して代理權を行ふことを定むることを得此場合に於ては支配人の一人に對する約束は主人に爲したると同一の効力を生ず共同代理權は其旨を登記するの必要あり

(四) 主人の承諾あるに非ざれば自己又は第三者の爲めに商行爲を爲し又は會社の無限責任社員と

爲ることを得ず

若し之に反して自己の爲めに商行爲を爲し爲るときは主人は之を以て自己の爲めに爲したるとのすることを得(主人が其行爲を知りたる時より二週間又は行爲の時より一年を経過せざる間は)

支配人の代理權に制限を加ふることあり此場合には之を知らずして取引を爲したる者に其制限を主張することを得ず

第二 番頭、手代

番頭、手代は主人の營業上の或る種類又は特定の事項を取扱ふ使用人にして其委任を受けたる事項に關しては主人を代表して一切の行爲を爲す權限を有す

第三 支配人、番頭、手代に非ざる使用人例へば小僧、若者、配達人の如き者は主人に代はりて法律行爲を爲す權限を有せず只事實的勞務に服するに過ぎざるものとす然れども特別の契約ある者は相當の權限を有するや勿論なり

〔參照〕

非訟事件手續法第七十二條 支配人ノ選任ノ登記ハ主人ノ申請ニ因リテ之ヲ任ス

會社カ申請人ナル場合ニ於テハ前項ノ登記ハ其會社ヲ代表スヘキ社員又ハ取締役ノ申請ニ因

リテ之ヲ爲ス

同 第七十三條 支配人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ第四百十九條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 支配人ノ氏名、住所

二 申請人カ數箇ノ商號ヲ以テ數種ノ商業ヲ營ムトキハ支配人カ代理スヘキ商業及ヒ其用ユヘキ商號

三 支配人ヲ置キタル場所

四 數人ノ支配人カ共同シテ代理權ヲ行フヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定會社カ申請人ナル場合ニ於テ申請書ニ其設立ノ登記ノ年月日ヲ記載シ支配人ノ選任及ヒ前項第四號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

同 第七十四條 第七十二條ノ規定ハ支配人ノ代理權ノ消滅及ヒ前條第一項第四號ニ掲ケタル事項並ニ其變更、消滅ノ登記ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

會社カ申請人ナル場合ニ於テハ申請書ニ前項ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第七章 代理人 (商法第二百六十六條以下)

一 代理には法定代理、委任代理、無權代理の三種あり

商法に於て特に代理權を定めたるものは之を法定の代理と云ふ例へば支配人、會社の代表社員、取締役の如し

代理が委任契約に因るときは之を委任代理と云ふ委任狀を有する代理人即ち是れなり

全然代理權を有せざる者が他人の代理人として行爲を爲すときは之を無權代理と云ふ無權代理人の行爲は本人が之を追認せざれば本人に對し効力を生ぜざるものとす

二 代理人が本人の爲めに行爲を爲すときと雖ども其行爲は本人に對して其効力を生ずる尤も相手方が本人の爲めに行爲を知らざりしときは代理人に對しても契約の履行を求むることを得代理人の行爲は直接本人に對して効力を生ずるが故に意思の欠缺、詐欺、強迫、或る事情を知りたること、或る事情を知らざる過失ありたることの爲めに効力に影響を及ぼすべき場合には其事實の有無は代理人に依りて定まる

代理人は復代理人を選任することを得但し法定代理人は其責任を以て復代理人を選任し得べきも委任代理人は本人の承諾を得たるか又は已むを得ざる事情あるときに非ざれば復代理人を選任するこ

とを得ず復代理人に付ては其選任及び監督に付き本人に對し其責に任ずるに止まる而して復代理人は其権限内の行爲に付き直接に本人を代表し又本人及び第三者に對して代理人と同一の權利義務を有す

同一の行爲に付き相手方の代理人と爲り又は雙方の代理人と爲ることを許さず

代理權は左の場合に於て消滅す

第一 本人の死亡

第二 代理人の死亡、禁治産又は破産

三 委任代理に關する特點を擧ぐれば左の如し

第一 代理人の任務

(一) 委任の本旨に従ひ善良なる管理者の注意を以て委任事務を處理すべし

(二) 委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の狀況を報告し又委任終了の後は眞ちに其顛末を報告すべし

(三) 委任事務を處理するに當り受取りたる金銭其他の物品を委任者に引渡し又委任者の爲めに自己の名を以て取得したる權利は之を委任者に移轉すべし

若し委任者に引渡すべき金額を自己の爲めに費消したるときは其消費したる日以後の利息を支

拂ひ且損害ありたるときは其賠償の責に任ず

(四) 委任終了の場合に於て急迫の事情あるときは代理人、其相続人又は法定代理人は委任者、其相続人又は法定代理人が委任事務を處理し得るまで必要な處分を爲すべし

第二 代理人の權利

(一) 委任を受けざる行爲と雖ども委任の本旨に反せざる範圍内に於て之を爲すの權利を有す

(二) 特約あるときは報酬を受く但し代理人が自己の營業の範圍内に於て代理行爲を爲したるときは當然相當の報酬を受くる權利を有す

(三) 代理人は費用の前拂を請求することを得
若し費用を立替へたるときは其費用及び支出の日以後の利息を受く

(四) 債務を負担したるときは委任者をして自己に代はり辨濟を爲さしめ其任務が辨濟期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得

自己に過失なくして損害を受けたるときは委任者に對して其賠償を求むることを得

第三 委任の終了

(一) 委任は何時にても解約することを得

但し相手方に不利なる時期に於て解約したるときは其損害を賠償すべし(已むを得ざる事情あり)

りたるときは格別)

(二)代理人が死亡し、破産し又は禁治産者と爲りたるときは委任は終了す

〔參照〕

民法第百一條 意思表示ノ效力カ意思ノ欠缺、詐欺、強迫又ハ或事情ヲ知リタルコト若クハ之ヲ知ラサル過失アリタルコトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其事實ノ有無ハ代理人ニ付キ之ヲ定ム

特定ノ法律行爲ヲ爲スコトヲ委託セラレタル場合ニ於テ代理人カ本人ノ指圖ニ從ヒ其行爲ヲ爲シタルトキハ本人ハ其自ラ知リタル事情ニ付キ代理人ノ不知ヲ主張スルコトヲ得ス其過失ニ因リテ知ラサリシ事情ニ付キ亦同シ

同 第百二條 代理人ハ能力者タルコトヲ要セス

同 第百三條 權限ノ定ナキ代理人ハ左ノ行爲ノミヲ爲ス權限ヲ有ス

一 保存行爲

二 代理ノ目的タル物又ハ權利ノ性質ヲ變セサル範圍内ニ於テ其利用又ハ改良ヲ目的トスル行爲

同 第百四條 委任ニ因ル代理人ハ本人ノ許諾ヲ得タルトキ又ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキ

ニ非サレハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ス

同 第百五條 代理人カ前條ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタルトキハ選任及ヒ監督ニ付キ本人ニ對シテ其責ニ任ス

代理人カ本人ノ指名ニ從ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキハ其不適任又ハ不誠實ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ怠リタルニ非サレハ其責ニ任セス

同 第百六條 法定代理人ハ其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ前條第一項ニ定メタル責任ノミヲ負フ

同 第百七條 復代理人ハ其權限内ノ行爲ニ付キ本人ヲ代表ス
復代理人ハ本人及ヒ第三者ニ對シテ代理人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

同 第百八條 何人ト雖モ同一ノ法律行爲ニ付キ其相手方ノ代理人ト爲リ又ハ當事者雙方ノ代理人ト爲ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス

同 第百九條 第三者ニ對シテ他人ニ代理權ヲ與ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代理權ノ範圍内ニ於テ其他人ト第三者トノ間ニ爲シタル行爲ニ付キ其責ニ任ス

同 第百十條 代理人カ其權限外ノ行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者カ其權限アリト信スヘキ正當ノ理由ヲ有セントキハ前條ノ規定ヲ準用ス

同 第十一條 代理權ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一 本人ノ死亡

二 代理人ノ死亡、禁治産又ハ破産

此他委任ニ因ル代理權ハ委任ノ終了ニ因リテ消滅ス

同 第十二條 代理權ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス但第三者カ過失ニ因リテ其事實ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

同 第十三條 代理權ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ爲シタル契約ハ本人カ其追認ヲ爲スニ非サレハ之ニ對シテ其效力ヲ生セス

追認又ハ其拒絶ハ相手方ニ對シテ之ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス但相手方カ其事實ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

同 第十四條 前條ノ場合ニ於テ相手方ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ追認ヲ爲スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ本人ニ催告スルコトヲ得若シ本人カ其期間ニ確答ヲ爲ササルトキハ追認ヲ拒絶シタルモノト看做ス

同 第十五條 代理權ヲ有セサル者ノ爲シタル契約ハ本人ノ追認ナキ間ハ相手方ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得但契約ノ當時相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

同 第十六條 追認ハ別段ノ意思表示ナキトキハ契約ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

同 第十七條 他人ノ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其代理權ヲ證明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得サリシトキハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス
前項ノ規定ハ相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキ若クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキ又ハ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其能力ヲ有セサリシトキハ之ヲ適用セス

同 第十八條 單獨行爲ニ付テハ其行爲ノ當時相手方カ代理人ト稱スル者ノ代理權ナクシテ之ヲ爲スコトニ同意シ又ハ其代理權ヲ爭ハサリシトキニ限り前五條ノ規定ヲ準用ス代理權ヲ有セサル者ニ對シ其同意ヲ得テ單獨行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

同 第四十三條 委任ハ當事者ノ一方カ法律行爲ヲ爲スコトヲ相手方ニ委託シ相手方カ之ヲ承諾スルニ因リテ其效力ヲ生ス

同 第四十四條 受任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ處理スル義務ヲ負フ

同 第四十五條 受任者ハ委任者ノ請求アルトキハ何時ニテモ委任事務處理ノ狀況ヲ報告シ又委任終了ノ後ハ遲滞ナク其顛末ヲ報告スルコトヲ要ス

同 第六百四十六條 受任者ハ委任事務ヲ處理スルニ當リテ受取リタル金錢其他ノ物ヲ委任者ニ引渡スコトヲ要ス其收取シタル果實亦同シ

同 第六百四十七條 受任者カ委任者ニ引渡スヘキ金額又ハ其利益ノ爲メニ用ユヘキ金額ヲ自己ノ爲メニ消費シタルトキハ其消費シタル日以後ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス尙ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス

同 第六百四十八條 受任者ハ特約アルニ非サレハ委任者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス 受任者カ報酬ヲ受クヘキ場合ニ於テハ委任履行ノ後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但期間ヲ以テ報酬ヲ定メタルトキハ第六百二十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

同 第六百四十九條 委任事務ヲ處理スルニ付キ費用ヲ要スルトキハ委任者ハ受任者ノ請求ニ因リ其前拂ヲ爲スコトヲ要ス

同 第六百五十條 受任者カ委任事務ヲ處理スルニ必要ト認ムヘキ費用ヲ出タシタルトキハ委任者ニ對シテ其費用及ヒ支出ノ日以後ニ於ケル其利息ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

受任者カ委任事務ヲ處理スルニ必要ト認ムヘキ債務ヲ負擔シタルトキハ委任者ヲシテ自己ニ代ハリテ其辨濟ヲ爲サシメ又其債務カ辨濟期ニ在ラサルトキハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

受任者カ委任事務ヲ處理スル爲メ自己ニ過失ナクシテ損害ヲ受タケルトキハ委任者ニ對シテ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

同 第六百五十一條 委任ハ各當事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得 當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルトキハ其損害ヲ賠償スルコトヲ要ス但己ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ此限ニ在ラス

同 第六百五十二條 第六百二十條ノ規定ハ委任ニ之ヲ準用ス

同 第六百五十三條 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ亦同シ

同 第六百五十四條 委任終了ノ場合ニ於テ急迫ノ事情アルトキハ受任者、其相續人又ハ法定代理人ハ委任者、其相續人又ハ法定代理人カ委任事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ルマテ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ要ス

同 第六百五十五條 委任終了ノ事由ハ其委任者ニ出テタルト受任者ニ出テタルト問ハス之ヲ

相手方ニ通知シ又ハ相手方カ之ヲ知リタルトキニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス

第八章 交互計算（相殺）（商法第二百九十一條以下）

一 二人互に債務を負担するときは其對當額に付て之を相殺することを得相殺の要件は左の如し

第一 雙方の債務が同種の目的を有すること

雙方の債務の履行地は異なるも差支なし尤も之に因りて生じたる損害は互に賠償の義務あり

第二 雙方の債務が辨濟期に在ること

第三 債務の性質上相殺し得ること

不法行為に因りて生じたる債務は相殺を許さず

差押を禁じたる債權は相殺を許さず

支拂の差止を受けたる第三債務者は其後に取得したる債權に依り相殺することを得ず

第四 當事者が反對の意思を表示せざりしこと

第五 當事者の一方より其相手方に對し相殺の意思を表示すること

〔參照〕

民法第五百五條 二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負擔スル場合ニ於テ雙方ノ債務カ辨濟期ニ

在ルトキハ各債務者ハ其對當額ニ付キ相殺ニ因リテ其債務ヲ免ルルコトヲ得但債務ノ性質カ之ヲ許サザルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ當事者カ反對ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第五百六條 相殺ハ當事者ノ一方ヨリ其相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス但其意思表示ニハ條件又ハ期限ヲ附スルコトヲ得ス

前項ノ意思表示ハ雙方ノ債務カ互ニ相殺ヲ爲スニ適シタル始ニ遡リテ其效力ヲ生ス

同 第五百七條 相殺ハ雙方ノ履行地カ異ナルトキト雖モ之ヲ爲スコトヲ得但相殺ヲ爲ス當事者ハ其相手方ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

同 第五百八條 時効ニ因リテ消滅シタル債權カ其消滅以前ニ相殺ニ適シタル場合ニ於テハ其債權者ハ相殺ヲ爲スコトヲ得

同 第五百九條 債務カ不法行為ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第五百十條 債權カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スル

コトヲ得ス

同 第五百十一條 支拂ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債權ニ依リ相殺ヲ以テ差押債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

同 第五百十二條 第四百八十八條乃至第四百九十一條ノ規定ハ相殺ニ之ヲ準用ス

二 然れども商人間又は商人と非商人との間に平常取引を爲す場合に於ては一定の期間内の取引より生ずる債權債務の總額に付き相殺を爲し其殘額の支出を爲すべき契約を爲すことを得之を交互計算と云ふ

債權債務の各項目を記載して計算書を作成するを例規とす手形其他の商業證券より生じたる債權債務を交互計算に組入れたる場合に於て證券の債務者が辨濟を爲さざりしときは雙方より其債務に關する項目を交互計算より除くことを得

若し計算書を承認したるときは其項目に付き異議を述べることを得ず(錯誤、遺漏ありたる場合を除く外)

相殺を爲すべき期間は豫め定むべきものなるも若し之を定めざりしときは其期間は六ヶ月とす

相殺に因りて生じたる殘額に付ては債權者は計算閉鎖の日以後の法定利息を請求することを得るも

交互計算組入の日より利息を附するものと爲すことを得

交互計算は何時にても之を解除することを得此場合には直ちに計算を閉鎖して殘額の支拂を爲すものとす

第七編 有價證券 (商法第二百七十八條以下)

一 有價證券は金錢其他の物又は有價證券の給付を目的として作成したる證書にして其主なるものを舉ぐれば左の如し

- 第一 株券
- 第二 債券
- 第三 爲替手形
- 第四 約束手形
- 第五 小切手
- 第六 貨物引換證
- 第七 船荷證券
- 第八 預證券
- 第九 質入證券

二 有價證券に付ては各種に特別なる取扱を爲す外一般に注意すべき點は左の如し

第一 遲滞の責任

有價證券の債務者は其履行に付き期限の定めあるときと雖も其期限が到來したる後所持人が其證券を呈示して履行の請求を爲したるときより遲滞の責に任す

第二 履行の場所

有價證券の債務は債務者の現時の營業所にて辨濟すべく若し營業所なきときは其住所にて辨濟すべし但し支店に於ける取引に付ては其支店を以て營業所とす

第三 證券の紛失

有價證券を紛失したるときは公示催告の手續を爲し裁判所に於て除權判決を受けて其證券を無効にせざるべからず

公示催告は證券の届出を爲さしむる爲め區裁判所に申立を爲すものにして此申立あるときは裁判所は掲示板並に官報又は公報に何日まで届出でざるときは權利を喪失する旨を公告し該期日までに届出を爲さざるときは該證券を無効なりと宣告す此宣告を除權判決と云ふ

〔參照〕

民事訴訟法第七百六十四條 請求又ハ權利ノ届出ヲ爲サシムル爲メノ裁判上ノ公示催告ハ其届出

ヲ爲サシムルトキハ失權ヲ生スル效力ヲ以テ法律ニ定メタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得
公示催告手續ハ區裁判所之ヲ管轄ス

同 第七百六十五條 公示催告ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

此申立ニ付テノ裁判ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲スコトヲ得

申立ヲ許スコキトキハ裁判所ハ公示催告ヲ爲スコク其公示催告ニハ殊ニ左ノ諸件ヲ掲クヘシ

第一 申立人ノ表示

第二 請求又ハ權利ヲ公示催告期日マテニ届出ツ可キコトノ催告

第三 届出ヲ爲ササルニ因リ生スコキ失權ノ表示

第四 公示催告期日ノ指定

同 第七百六十六條 公示催告ニ付テノ公告ハ裁判所ノ掲示板ニ掲示シ及ヒ官報又ハ公報ニ掲載シテ之ヲ爲シ其他法律ニ別段ノ規定ヲ設ケサルトキハ第五百五十七條第三項ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス

同 第七百六十七條 公示催告ヲ官報又ハ公報ニ掲載シタル日ト公示催告期日トノ間ニハ法律ニ別段ノ規定ヲ設ケサルトキハ少ナクトモ二个月ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス

同 第七百六十八條 公示催告期日ノ終リタル後ト雖モ除權判決前ニ届出ヲ爲ストキハ適當ナル

時間ニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

同 第七百六十九條 除權判決ハ申立ニ因リテ之ヲ爲ス

右判決前ニ詳細ナル探知ヲ爲ス可キ旨ヲ命スルコトヲ得

除權判決ノ申立ヲ却下スル決定及ヒ除權判決ニ付シタル制限又ハ留保ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

同 第七百七十條 申立人ノ申立ノ理由トシテ主張シタル權利ヲ爭フコトノ届出アリタルトキハ其事情ニ從ヒ届出テタル權利ニ付テノ裁判確定スルマテ公示催告手續ヲ中止シ又ハ除權判決ニ於テ届出テタル權利ヲ留保ス可シ

同 第七百七十一條 申立人カ公示催告期日ニ出頭セサルトキハ其申立ニ因リ新期日ヲ定ム可シ此申立ハ公示催告期日ヨリ六個月ノ期間内ニ限り之ヲ爲スコトヲ許ス

同 第七百七十二條 公示催告手續ヲ完結スル爲メ新期日ヲ定メタルトキハ其期日ノ公告ヲ爲スコトヲ要セス

同 第七百七十三條 裁判所ハ除權判決ノ重要ナル旨趣ヲ官報又ハ公報ニ掲載シテ公告ヲ爲スコトヲ得

同 第七百七十四條 除權判決ニ對シテハ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

除權判決ニ對シテハ左ノ場合ニ於テ申立人ニ對スル訴ヲ以テ催告裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ不服ヲ申立ツルコトヲ得

第一 法律ニ於テ公示催告手續ヲ許ス場合ニ非サルトキ

第二 公示催告ニ付テノ公告ヲ爲サス又ハ法律ニ定メタル方法ヲ以テ公告ヲ爲ササルトキ

第三 公示催告ノ期間ヲ遵守セサルトキ

第四 判決ヲ爲ス判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタルトキ

第五 請求又ハ權利ノ届出アリタルニ拘ハラヌ判決ニ於テ其届出ヲ法律ニ從ヒ願ミサルトキ

第六 第四百六十九條第一號乃至第五號ノ場合ニ於テ原狀回復ノ訴ヲ許ス條件ノ存スルトキ

同 第七百七十五條 不服申立ノ訴ハ一個月ノ不變期間内ニ之ヲ起ス可シ此期間ハ原告カ除權判決ヲ知リタル日ヲ以テ始マル然レトモ前條第四號及ヒ第六號ニ掲ケタル不服申立ノ理由ノ一ニ基キ訴ヲ起シ且原告カ右ノ日ニ其理由ヲ知ラサリシ場合ニ於テハ其期間ハ不服ノ理由ノ原告ニ知レタル日ヲ以テ始マル

除權判決ノ言渡ノ日ヨリ起算シテ五個年ノ滿了後ハ此訴ヲ起スコトヲ得ス

同 第七百七十六條 裁判所ハ第二百十條ノ條件ノ存セサルトキト雖モ數箇ノ公示催告ノ併合ヲ命スルコトヲ得

同 第七百七十七條 盜取セラレ又ハ紛失若クハ滅失シタル手形其他商法ニ無効ト爲シ得ヘキコトヲ定メタル證書ノ無効宣言ノ爲ニ爲ス公示催告手續ニ付テハ以下數條ノ特別規定ヲ適用ス此規定ハ法律上公示催告手續ヲ許ス他ノ證書ニ付キ其法律中ニ特別規定ヲ設ケサル限りハ之ヲ適用ス

同 第七百七十八條 無記名證券又ハ裏書ヲ以テ移轉シ得ヘク且略式裏書ヲ付シタル證書ニ付テハ最終ノ所持人公示催告手續ヲ申立ツル權アリ

此他ノ證書ニ付テハ證書ニ因リ權利ヲ主張シ得ヘキ者此申立ヲ爲ス權アリ

同 第七百七十九條 公示催告手續ハ證書ニ表示シタル履行地ノ裁判所之ヲ管轄ス若シ證書ニ其履行地ヲ表示セサルトキハ發行人カ普通裁判籍ヲ有スル地ノ裁判所之ヲ管轄シ其裁判所ナキトキハ發行人カ發行ノ當時普通裁判籍ヲ有セシ地ノ裁判所之ヲ管轄ス

證書ヲ發行スル原因タル請求ヲ登記簿ニ記入シタルトキハ其物ノ所在地ノ裁判所ノ管轄ニ專屬ス

同 第七百八十條 申立人ハ申立ノ憑據トシテ左ノ手續ヲ爲スコシ

第一 證書ノ謄本ヲ差出シ又ハ證書ノ重要ナル旨趣及ヒ證書ヲ十分ニ認知スルニ必要ナル諸件ヲ開示スルコト

第二 證書ノ盜難、紛失、滅失及ヒ公示催告手續ヲ申立ツルコトヲ得ルノ理由タル事實ヲ疏明スルコト

同 第七百八十一條 公示催告中ニ公示催告期日マテニ權利ヲ裁判所ニ届出テ且其證書ヲ提出ス可キ旨ヲ證書ノ所持人ニ催告ス可ク又失權トシテ證書ノ無効宣言ヲ爲スコキ旨ヲ戒示ス可シ

同 第七百八十二條 公示催告ノ公告ハ裁判所ノ掲示板ニ掲示シ且官報又ハ公報ニ掲載シ及ヒ新聞紙ニ三回掲載シテ之ヲ爲ス

公示催告裁判所ノ所在地ニ取引所アルトキハ取引所ニモ亦此公告ヲ揭示スコシ

同 第七百八十三條 公示催告ヲ官報又ハ公報ニ掲載シタル日ト公示催告期日トノ間ニハ少ナクトモ六個月ノ時間ヲ存スルコトヲ要ス

同 第七百八十四條 除權判決ニ於テハ證書ヲ無効ナリト宣言スコシ

除權判決ノ重要ナル旨趣ハ官報又ハ公報ヲ以テ之ヲ公告スコシ

不服申立ノ訴ニ因リ判決ヲ以テ無効宣言ヲ取消シタルトキハ其判決ノ確定後官報又ハ公報ヲ以テ之ヲ公告スコシ

同 第七百八十五條 除審判決アリタルトキハ其申立人ハ證書ニ因リ義務ヲ負擔スル者ニ對シテ
證書ニ因レル權利ヲ主張スルコトヲ得

然れども公示催告手續の完了するまでは時日を要するが故に商取引を敏活ならしむる爲め證券面の物を債務者より供託せしむるか又は債權者に於て擔保を供して債務者より履行せしむることとせり

第四 有價證券の取戻

何人と雖ども有價證券を取得したる者が惡意なるか又は重大なる過失に出でざる限りは其者に對し證券の返還を請求すべからず

第五 有價證券の形式

有價證券の發行者は證券に受取人の氏名又は商號と共に其所持人が支拂を受くることを得べき旨を記載することを得此場合には該證券は無記名式のものとなる

裏書は證券、其謄本又は補箋に被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載して裏書人署名するに在り又裏書人の署名のみを以て裏書することを得(之を無記名式又は白地裏書と云ふ)此場合には爾後該證券は引渡のみに依り讓渡すことを得所持人は自己を被裏書人と爲すことを得裏書ある證券の所持人は其裏書が連續するに非ざれば其權利を行ふことを得ず但し白地裏書の場

合には次の裏書人は其裏書に因りて證券を取得したるものと爲る裏書を抹消しあるときは裏書の連續に付ては其記載なきものとす

第六 有價證券を交互計算に組入れたる場合に於て證券の債務者が辨濟を爲さざりしときは當事者は其債務に關する項目を交互計算より除くことを得

第一章 株 券 (商法第四百七條以下)

株券は株式を所有するの證として株主に交付せらるる證券にして之に依りて容易に株式を讓渡すの便を得るものなり

株券に關し注意すべき點は左の如し

(一)株券は會社が其本店に於て設立の登記を爲したる後に非ざれば之を發行すべからず

新株券は本店に於て増資の登記を爲したる後に非ざれば發行すべからず

之に拘はらず發行したる株券は無効にして株券發行者は損害賠償の責に任ず

(二)株券は左の事項を具備すべし

第一 番號を記載すること

第二 會社の商號を記載すること

第三 本店に於て會社設立の登記を爲したる年月日を記載すること

第四 資本の總額を記載すること

第五 一株の金額を記載すること

第六 一時に株金の金額を拂込ましめざる場合には拂込ある毎に其金額を證券に記載すること

第七 取締役署名すること

新株を發行したるときは増資の登記の年月日を株券に記載すべく又優先株を發行したるときは其株主の權利を株券に記載すべし

(三)記名株式を譲渡するには譲受人の氏名、住所を株主名簿に記載する外其氏名を株券に記載せざれば會社又は其他の者に對し讓渡ありたることを主張することを得ず

(四)株主が拂込を爲さざる爲め權利を失ひたるときは會社は直ちに其株主の氏名、住所の外株券の番號を公告すべし

(五)株金全額の拂込ありたるときは株主は會社に請求して其株券を無記名式と爲すことを得

會社が無記名式の株券を發行したるときは株主總會の會日より三週間前に總會招集の公告を爲すべし

無記名式の株券を有する者が株主の權利を行はんとするには其權利の行使に必要な員數の株券を

會社に供託すべし

株主は何時にても會社に請求して其無記名式株券を記名式と爲すことを得

第二章 債券 (商法第二百五條以下)

債券は株式會社の社債に對し發行する證券にして之に依りて容易に社債を讓渡すの便を與ふるものなり

債券に關し注意すべき點は左の如し

(一)債券は社債全額の拂込ありたる後に非ざれば之を發行すべからず

(二)債券は左の事項を具備すべし

第一 會社の商號を記載すること

第二 番號を記載すること

第三 社債の總額、各社債の全額、社債の利率、社債償還の方法及び期限を記載すること

第四 取締役署名し又は記名捺印すること

(三)記名債券を讓渡すには譲受人の氏名、住所を社債原簿に記載する外其氏名を記載せざれば會社又は其他の者に對し讓渡を主張することを得ず

(四)社債金額の拂込ありたるときは社債権者は会社に請求して其債券を無記名式と爲すことを得
社債権者は何時にても会社に請求して其無記名式の債券を記名式と爲すことを得

第三章 手形 (爲替手形、約束手形、小切手) (商法第四百四十五條以下)

- 一 爲替手形、約束手形及び小切手は之を總稱して手形と云ふ本章には先づ三者に共通なる説明を掲げ次に三者を對照して説明することとせり
- 二 手形上の行爲は商行爲なるが故に手形上の行爲能力及び其代理に付ては商行爲の能力及び代理の項を參看せよ

三 手形の原因關係

手形の授受を爲すに付ては振出の原因あり又資金の關係あり或は豫約ありと雖ども此等は皆な其契約の性質に従ひ判斷すべきものにして一概に解決することを得ず

四 手形の署名

手形に署名することは頗る重大なる結果を生ず即ち左の如し

- (一)手形に署名したる者は其手形に記載したる文言に従ひて責任を負ふ
- (二)代理人が本人の爲めにすることを記載せずして手形に署名したるときは本人は手形上の責任を

負はざるものとす

(三)偽造又は變造したる手形と雖ども之に署名したるものは偽造又は變造したる手形の文言に従ひて責任を負ふ

變造したる手形に署名したる者は變造前に署名したるものと推定せらる

五 手形の記載

手形には法律に定めたる事項を記載すべきものにして若し法律に定めたる以外の事項を記載したるときは其記載は何等の效力を生ぜず

手形に記載したる文言は手形の署名者に對し絶對的に責任を負はしむ無能力者が手形より生じたる債務を取消すも他の手形上の權利義務は之が爲めに影響を受くることなし

六 偽造又は變造の手形

偽造又は變造したる手形と雖ども之に署名したる者は其偽造又は變造したる手形の文言に従ひて責任を負ひ變造したる手形に署名したる者は變造前に署名したるものと推定せらる
然れども左に掲げたる者は手形上の權利を有せざるや勿論なり

第一 偽造者

第二 變造者

第三 惡意又は重大なる過失に因りて偽造又は變造の手形を取得したる者
七 手形の債務者

手形の債務者は手形に記載したる文言に従ひ責任を負ふものにして債務者は法律に定められたる事由を以てのみ手形上の権利者に對抗することを得但し直接に之に對抗することを得べき事由は如何なるものと雖ども對抗し得るや論を俟たず
何人と雖ども手形を取得したる者は手形上の権利を有すべく而して手形の取得者は惡意又は重大なる過失あるに非ざれば手形を取戻さるることなし

八 手形行爲の場所

手形の引受又は支拂を求むる爲めにする呈示、拒絶證書の作成其他手形上の権利を行ひ又は保全するに付き利害關係人に對し爲すべき行爲は其營業所に於て之を爲すべく若し營業所なきときは其住所又は居所に於て爲すべし但し其者の承諾あるときは他の場所にて爲し得るや勿論なり
利害關係人の營業所、住所又は居所が知れざるときは拒絶證書を作るべき公證人又は執達吏は其他の官署又は公署に問合を爲すべし若し問合を爲すも營業所、住所又は居所が知れざるときは其役場又は官署若しくは公署にて拒絶證書を作ることを得

九 手形上の債權の消滅

手形上の債權は一定の期間を経過するときは消滅す之を手形の時效と云ふ其起算點を擧ぐれば左の如し

- 第一 引受人又は約束手形の振出人に對する債權は満期日より三年
 - 第二 所持人の其前者に對する償還請求權、支拂拒絶證書作成の日より一年
 - 第三 裏書人の其前者に對する償還請求權は償還を爲したる日より一年
- 手形より生じたる質權が時效又は手續の欠缺に因り消滅したるときと雖ども所持人は振出人又は引受人に對し其受けたる利益の限度まで償還の請求を爲し得るものとす

一〇 爲替手形、約束手形、小切手の異同を對照すれば左の如し(縦線は上段の説明を應用せざることを示す)

◎爲替手形

一一 振出

(一)爲替手形には振出人の署名を必要とす
手形に記載すべき事項は左の如し
第一 爲替手形たることを

◎約束手形

一一 振出

(一)約束手形には振出人の署名を必要とす
手形に記載すべき事項は左の如し
第一 約束手形たることを

◎小切手

一一 振出

(一)小切手には振出人の署名を必要とす
小切手に記載すべき事項は左の如し
第一 小切手たることを示

示すべき文字

第二 一定の金額

第三 支拂人の氏名又は商號

第四 受取人の氏名又は商號

第五 單純なる支拂の委託

第六 振出の年月日

第七 一定の満期日

第八 支拂地

(二)手形金額

手形の主たる部分に記載したる金額が他の部分に記載したる金額と異りたるとき

は主たる部分に記載したる金額を手形金額とす

(三)受取人

(イ)振出人は自己を受取人と爲すことを得

(ロ)受取人の氏名又は商號と共に其手形の所持人が支拂を受け得る旨を記載することを得

(四)支拂人

(イ)振出人は自己を支拂人と爲すことを得

(ロ)振出人は手形に其支拂地に於ける豫備支拂人を記載することを得

示すべき文字

第二 同上

第三 同上

第四 同上

第五 單純なる支拂の約束

第六 同上

第七 同上

第八 振出地

(二)手形金額

同上

すべき文字

第二 同上

第三 爲替手形に同じ

第四 受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふ

べきこと

第五 爲替手形に同じ

第六 同上

第七 同上

第八 爲替手形に同じ

(二)手形金額

同上

(三)受取人

爲替手形に同じ

(ロ)同上

(三)受取人

(イ) 同上

(四)支拂人

(四)支拂人

(イ)爲替手形に同じ

(ロ) 同上

小切手の振出人又は所持人が其表面に二條の平行線を書き其線内に銀行又は之と同一の意ある文字を記載したるときは支拂人は銀行に對してのみ支拂を爲すことを得

振出人又は所持人が平行線内に特定せる銀行の商號を記載したるときは支拂人は其銀行に對してのみ支拂を爲すことを得但し其銀行は其商號を抹消して他の銀行の商號を記載し之に取立の委託を爲すことを得

(五)無記名式の小切手

同上但し小切手には金額の制限なし

(六)満期日

同上

(五)無記名式の手形

同上

(五)無記名式の手形
三十圓以上の手形は之を無記名式と爲すことを得

振出人が三十圓以上の手形に受取人の氏名又は商號と共に其手形の所持人が支拂を受け得る旨を記載したるときは其手形は無記名式と同一の效力を生ず

(六)満期日

一、満期日には左の數種あり

(イ)確定せる日(何年何月何日の類)

(ロ)日附後催定せる期間

を經過したる日（振出の日より二十日目の類）
 此手形は日附後定期拂手形と云ふ
 (ハ)一覽の日
 此手形は一覽拂手形と云ふ
 (ニ)一覽後確定せる期間を經過したる日
 此手形は一覽後定期拂手形と云ふ
 振出人が手形に満期日を記載せざりしときは一覽の日を以て其手形の満期日とす

小切手は一覽拂とす
 小切手の所持人は其日附の日より十日内（之を呈示期間と云ふ）に小切手を呈示して其支拂を求むべし
 呈示期間後と雖ども支拂人は小切手の支拂を爲すことを得
 振出人は呈示期間の經過後に非ざれば支拂の委託を取消すことを得ず
 所持人が呈示期間内に小切手を呈示せざりしときは其前者に對し償還の請求を爲すことを得ず

(七)支拂地

(イ)振出人が手形に支拂地を記載せざりしときは支拂人の氏名又は商號に附記したる地を支拂地とす
(ロ)支拂人の氏名又は商號に附記したる地は其營業所又は住所の所在地と看做す

(ハ)振出人は手形に其支拂地に於ける支拂の場所を記載することを待

(八)支拂擔當者

振出人は支拂人に非ざる者を以て支拂擔當者とし之を

(七)支拂地

(イ)振出人が手形に支拂地を記載せざりしときは振出地を以て支拂地とす
(ロ)振出地は振出人の營業所又は住所の所在地と看做す

(ハ)同上

(八)支拂擔當者

同上

(七)支拂地

(イ)爲替手形に同じ

(ロ)爲替手形に同じ

(ハ) —

(八) —

手形に記載することを待

三 裏書

(一)手形は裏書に依りて之を讓渡すことを得但し振出人が裏書を禁ずる旨を記載したるときは裏書を許さず

(二)振出人、引受人又は裏書人が裏書に依りて手形を讓渡けたるときは更に裏書に依りて之を讓渡すことを得

(三)裏書の方法

裏書を爲すには手形、其謄本又は補箋に被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し裏書人署名する

三 裏書

(一)同上

(二)同上

(三)同上

三 裏書

(一)同上

(二) —

(三)同上

ものとす

裏書は裏書人の署名のみを以ても爲すことを得此場合には爾後手形は引渡のみ依りて之を譲渡すことを得(之を白地裏書と云ふ)

(四)豫備支拂人

裏書人は裏書を爲すに當り支拂地に於ける豫備支拂人を記載することを得

(五)裏書人は裏書を爲すに當り手形上の責任を負はざる旨を記載することを得

裏書人が裏書を爲すに當り爾後裏書を禁ずる旨を記載

(四)同上

(五)同上

したるときは其裏書人は被裏書人の後者に對して手形上の責任を負はざるものとす

(六)所持人の権利

(イ)白地裏書の場合には所持人は自己を其被裏書人と爲すことを得

(ロ)支拂拒絶證書作成の期間經過後所持人が裏書を爲したるときは被裏書人は裏書人の有したる権利のみを取得す此場合に於ては其裏書人は手形上の責任を負はず

(六)同上

(六)同上

(一)所持人は裏書に依りて
 手形の取立を委任するこ
 とを得此場合には裏書に
 其目的を附記すべし
 右の被裏書人は同一の目
 的を以て更に裏書を爲す
 ことを得

(二)裏書ある手形の所持人
 は其裏書が連続するに非
 ざれば其権利を行ふこと
 を得ず但し白地裏書の場
 合に於ては次の裏書人は
 其裏書に因りて手形を取
 得したるものと看做す
 抹消したる裏書は裏書の

連続に付ては其記載なき
 ものとす

一三 引受

(一)引受の請求方法

所持人は何時にても手形を
 支拂人に呈示して其引受を
 求むることを得

一覽後定期拂手形の所持人
 は其日附より一年内に之を
 呈示すべし(振出人が呈示
 期間を短縮せざる限り)

所持人が一覽後定期拂手形
 を呈示したる場合に於て支
 拂人が其引受を爲さず又は
 引受の日附を手形に記載せ

一三 引受

(一) |

一三 |

ざりしときは所持人は呈示
期間内に拒絶證書を作らし
むべし此場合には其拒絶證
書作成の日を以て呈示の日
と看做す若し引受人が引受
の日附を記載せざる場合に
拒絶證書を作らしめざりし
ときは呈示期間の末日を以
て呈示の日と看做す
所持人は手形を呈示したる
ことを拒絶證書に依り證明
せざるときは其前者に對す
る手形上の権利を失ふ
所持人が一覽後定期拂手形
に付き引受拒絶證書を作ら

しめざりしとき亦同じ

(二) 引受の方法

引受は手形に其旨を記載し
支拂人署名するものとす若
し支拂人が手形に署名した
るときは引受を爲したるも
のと看做す
支拂人は手形金額の一部に
付て引受を爲すことを得
右の外支拂人が單純なる引
受を爲さざりしときは引受
を拒絶したるものと看做さ
る但し引受人は引受の文言
に従ひ責任を負ふや勿論な
り

(三) —

(三)引受の效力

(イ)支拂人が手形の引受を爲したるときは之に因り満期日に於て其引受けたる金額を支拂ふ義務を負ふ

(ロ)引受人が手形の支拂を爲さざりしときは其所持人又は償還を爲したる裏書人若くは振出人に對し償還請求金額を支拂ふべし

(ハ)振出人が手形に支拂擔當者を記載せざりしときは支拂人は其引受を爲す

(三)引受の效力

(イ)――

(ロ)同上

(ハ)――

に當り之を記載することを得若し此記載を爲さざりしときは支拂人は支拂地に於て自ら支拂を爲す責に任ず

右の場合に於て振出人は手形に其引受を求むる爲め之を呈示すべき旨を記載することを得故に所持人が拒絶證書に依り其呈示したることを證明せざるときは其前者に對する手形上の權利を失ふ

(ニ)支拂人は引受を爲すに當たり手形に其支拂地に

(三)――

於ける支拂の場所を記載
することを得

一四 擔保の請求

(一) 擔保の請求の方法

支拂人が手形の引受を爲さざりしときは所持人は其前者に對し手形金額及び費用に付き相當の擔保を請求することを得
支拂人が手形金額の一部に付き引受を爲したるときは所持人は其殘額及び費用に付き相當の擔保を請求することを得
手形の所持人が右の請求を

一四 擔保の請求

(一) —

爲すには引受拒絶證書を作らしむべし
裏書人が擔保の請求を受けたるときは其前者に對し其擔保すべき金額及び費用に付き相當の擔保を請求することを得

(二) 擔保の提供又は金額の供託

擔保の請求を受けたる者は直ちに引受拒絶證書と引換へにて相當の擔保を供し又は相當の金額を供託すべし
前者が擔保を供し又は供託を爲したるときは其後全

(三) —

員に對し效力を及ぼす

(三) 擔保の無効又は供託金の取戻

一旦提供したる擔保は左の場合に於て效力を失ひ又供託金は之を取戻すことを得

第一 後日に至り手形の單純なる引受ありたるとき

第二 手形金額及び費用の支拂ありたるとき

第三 擔保を供し又は供託を爲したる者又は其前者が償還を爲したるとき

第四 手形上の權利が時効又は手續の欠缺に因りて

消滅したるとき

第五 擔保を供し又は供託

を爲したる者が満期日よ

り一年内に償還の請求を

受けざりしとき

(四) 引受人の破産

引受人が破産の宣告を受け

たる場合に於て相當の擔保

を供せざるときは所持人は

拒絕證書を作らしめ豫備支

拂人の引受を求むることを

得

豫備支拂人なきとき又は豫

備支拂人が單純なる引受を

爲さざりしときは所持人は

(三) —

(四) 引受人の破産

同上

其前者に對し相當の擔保を
請求することを得此場合の
手續は前掲(一)(二)に同じ
左の場合には擔保は其效力
を失ひ又供託金額は之を取
戻すことを得

第一 豫備支拂人が後日に
至り單純なる引受を爲し
たるとき

第二 引受人が後日に至り
相當の擔保を供したると
き

第三 手形金額及び費用の
支拂の爲たるとき

第四 擔保を供し又は供託

を爲したる者又は其前者
が償還を爲したるとき

第五 手形上の權利が時効
又は手續の欠缺に因りて
消滅したるとき

第六 擔保を供し又は供託
を爲したる者が満期日よ
り一年内に償還の請求を
受けざりしとき

一五 支拂

(一)支拂請求の方法

(イ)一覽拂手形の所持人は
其日附より一年内に手形
を呈示して其支拂を求む
べし但し振出人が呈示期

一五 支拂

(一)支拂請求の方法

(イ)同上

一五 支拂

(一)支拂請求の方法

(イ)所持人は其日附より十
日以内に小切手を呈示して
支拂を求むべし但し所持
人が右の呈示を爲さざら

を短縮したるときは格別
なり

(ロ)所持人が拒絶證書を作
り右の呈示を爲したるこ
とを證明せざるときは其
前者に對する手形上の權
利を失ふ

(ロ)同上

(ハ)一覽後定期拂手形の所
持人は其日附より一年内
に振出人に手形を呈示す
べし但し振出人が呈示期
間を短縮したるときは格
別なり

一七〇

りしときは其前者に對し
て償還の請求を爲すこと
を得ず

(ロ)所持人が支拂人の加入
せる手形交換所に小切手
を提出したるときは支拂
地に於て支拂を求むる爲
め之を呈示したると同一
の效力を有す

(ハ)支拂人は呈示期間經過
後と雖ども小切手の支拂
を爲すことを得

一覽後定期拂手形を呈示
したる場合に於て振出人
が呈示を受けたる旨又は
其日附を手形に記載せざ
りしときは所持人は呈示
期間内に拒絶證書を作ら
しむべし此場合には其拒
絶證書作成の日を以て呈
示の日と看做す又振出人
が呈示の日附を記載せざ
りし場合に於て所持人が
拒絶證書を作らしめざり
しときは呈示期間の末日
を以て呈示の日と看做す
所持人が拒絶證書を作ら

(二) 支拂の方法

(イ) 支拂は手形と引換とす
支拂を爲す者は所持人を
して手形に其支拂を受け
たる旨を記載せしめ且之
に署名せしむることを得
(ロ) 手形金額の全部に付き
引受ありたるるときと雖ど
も所持人は其一部の支拂
を拒むことを得ず
一部の支拂ありたるとき
は所持人は其旨を手形に

しめざりしときは振出人
以外の前者に對る手形上
の權利を失ふ

(二) 支拂の方法

(イ) 同上

(ロ) 同上

(二) 支拂の方法

(イ) 同上

(ロ) 同上

記載し且其寫本を作り署
名の後之を交付すべし

(ハ) 手形の支拂の請求なき
ときは引受人は支拂拒絶
證書作成の期間經過後手
形金額を供託して其債務
を免るることを得

(ハ) 同上

(ハ) 同上

一六 償還の請求

(一) 支拂人が手形の支拂を爲
ざるるときは所持人は其前
者に對して支拂の請求を爲
すことを得之を償還請求と
云ふ

一六 償還の請求

(一) 同上

一六 償還の請求

(一) 同上

(二) 償還請求の手續は左の如
し

(二) 償還請求の手續は左の如
し

(二) 償還請求の手續は左の如
し

第一 所持人が償還の請求

を爲すには満期日又は其後二日以内に支拂を求むる爲め手形を支拂人に呈示す

第二 若し手形金額の支拂

なきときは右期間内に支拂拒絶證書を作らしむ(期間には休日不算入せず)

所持人が第一、第二の手

續を爲さざりしときは其前者に對する手形上の權利を失ふ

第一 同上

第二 同上

第一 同上

一七四

第二 小切手の所持人が其

前者に對し償還請求を爲すには支拂拒絶證書を作成せずして左の手續を用ゆ

(イ)支拂人をして日附より一週間に支拂拒絶の旨及び其年月日を小切手に記載せしめ且之に署名せしむるを以て

足る

(ロ)手形交換所に於て呈示期間内に小切手の提出及び支拂拒絶を證明するを以て足る

第三 同上

第四 同上

第三 同上

第四 同上

第三 所持人は其直接の前

者に對し拒絶證書作成の日又は其後二日間に償還請求の通知を發す

第四 裏書人が其後者より

償還請求の通知を受けたるときは其直接の前者に對し通知を受けたる日又は其後二日以内に償還請求の通知を發す

第五 裏書人が裏書を爲す

に當たり裏書地を記載せざりしときは償還請求の通知は其直接の前者に對して之を爲すべし

所持人は裏書人が其前者に對し償還請求書を發送したる事實あるときは通信官所又は公衆通信取扱所に限り其書面を以て償還請求の通知書と推定す

(三)所持人は裏書人が其直接の前者に非ざる前者に對して償還請求の通知を發したるときは前者の後者に對し

第五 同上

同上

(三)同上

第五 同上

同上

(三)同上

之に因して生じたる損害を賠償する責に任じ且つ利息及び費用の償還を請求する權利を失ふ

所持人又は其前者が何れに對しても通知を發せざりしときは其前者全員に對する權利義務に付ても亦同じ裏書人が裏書地を記載せざりしとき又は振出人が振出地を記載せざりしときは右の不利益を受くることなし
(四)所持人が償還の請求を爲すには支拂擔當者あるときは其者に手形を呈示し若し

(四)同上

(四)一

支拂擔當者なきときは支拂地に於て支拂人に手形を呈示して其支拂を求むべし此場合に於て支拂擔當者又は支拂人が支拂を爲さざりしときは所持人は支拂地に於て満期日又は其後二日以内に支拂拒絶證書を作らしむべし

手形に支拂擔當者の記載ある場合に於て所持人が右の手續を爲さざりしときは引受人に對しても手形上の權利を失ふ

(五)償還の請求金額は左の如

(五)同上

(五)同上

手形の所持人償還の請求を の請求金額	受けたる裏書 人の請求金額
第一 支拂あ第一 其支拂 らざりし手	ひたる金額
形金額及び 満期日以後	及び支拂の 日以後の法
の法定利息	定利息
第二 拒絶證第二 其支出 書作成の手	したる費用
敷料其他の 費用	

右の金額は償還請求を受くる者の營業所又は住所の所

在地が支拂地と異なる場合に於ては支拂地より償還の請求を受くる者の営業所又は住所の所在地に宛て振出したる一覽拂手形の相場に依りて之を計算す

若し支拂地に於て其相場なきときは償還の請求を受くる者の営業所又は住所の所在地に最も近き地に宛て振出したる一覽拂の手形の相場に依る

(六)戻手形

手形の所持人又は裏書人は償還の請求を爲す爲め其前

(六)同上

(六)―

者を支拂人として更に手形を振出すことを得之を戻手形と云ふ

戻手形は一覽拂手形に限り且つ

第一 支拂地は償還の請求を受くる者の営業所又は住所の所在地とす

第二 振出地は所持人が振出す手形は手形の支拂地とし裏書人が振出す手形は其営業所又は住所の所在地とす

(七)償還は手形支拂、拒絶證書及び償還計算書と引換と

(七)同上

(七)同上

償還を爲す者は之を受くる者をして償還計算書に償還を受けたる旨を記載せしめて署名せしむべし

一七 保證

(一)手形より生じたる債務を保證する爲め手形、其謄本又は補箋に署名したる者は其債務が無効なるときと雖ども主たる債務と同一の責任を負ふ

一七 保證

同上

(一七)一

(二)何人の爲めに保證を爲したるが分明ならざるときは其保證は引受人の爲めに之

を爲したるものと看做す但し未だ引受あらざるときは振出人の爲めに保證を爲したるものとす

(三)保證人が其債務を履行したるときは所持人が主たる債務者に對して有せし權利及び主たる債務者が前者に對して有すべき權利を取

一八 參加

手形の當事者以外に手形上の手續を省略し手形の信用を維持する爲め手形に干與するときは之を參加と云ふ

參加には參加引受と參加支拂との二者あり

(甲)參加引受(爲替手形のみに行はれ約束手形及び小切手には參加引受なし)

參加引受とは支拂人が單純なる引受を爲さざりしとき又は引受人が破産の宣告を受けて相當の擔保を供せざるとき特定の擔保義務者に對する擔保請求權を消滅せしむる爲めに爲す行爲を云ふ

(一) 參加引受人

第一 豫備支拂人あるときは手形所持人に豫備支拂人に引受を求めたる後に非ざれば其前者に對して擔保を請求することを得ず

豫備支拂人が引受を爲さざりしときは所持人は其旨を引受拒絶證書に記載せしむべし

第二 豫備支拂人に非ざる者の參加は手形所持人に於て之を拒むことを得

第三 參加引受を爲さんとする者數人あるときは所持人は其選擇に従ひ其一人をして引受を爲さしむることを得

(二) 參加引受の方法

參加引受を爲すには手形に其旨を記載し參加引受人之に署名するものとす

參加引受人が手形に被參加人を定めざりしときは其引受は振出人の爲めにしたるものと看做す所持人は引受拒絶證書に參加引受ありたる旨を記載せしめ且つ其證書作成の費用の支拂と引換にて之を參加引受人に交付す

參加引受人は直ちに右の拒絶證書を被參加人に送付す

(三) 參加引受の効力は左の如し

第一 參加引受人は支拂人が手形金額の支拂を爲さざる場合に於て手形金額及び費用を支拂ふべき義務を負ふのみ(普通の引受人は絶對的に手形金額支拂の義務を負ふ)

第二 參加引受人は被參加人の後者に對してのみ義務を負ふ(普通の引受人は手形の主たる債務者として何人に對しても支拂の義務を負ふ)

第三 參加引受人は所持人が支拂拒絶證書作成の期間内に支拂を求むる爲め手形を呈示せざるときは義務を免かる(普通の引受人は主たる義務者として義務を負ひ手續の欠缺に因りて之を免るることを得ざるを原則とす)

第四 參加引受は手形所持人其他被參加人の後者に擔保請求權を失はしむ故に被參加人及び前者は參加引受到りて擔保請求權を失ふことなし(普通の引受あるときは手形の主たる債務者は之に因りて確立するが故に何人も擔保の請求を爲し得ざるに至る)

第五 被參加人は其前者に對して擔保を請求することを得擔保の請求を受けたるときは

第一 參加引受人は其前者に對し其擔保すべき金額及び費用に付き相當の擔保を請求することを得

第二 擔保の請求を受けたる者は直ちに引受拒絶證書と引換にて相當の擔保を供し又は相當

の金額を供託すべし

前者が擔保を供し又は供託を爲したるときは其後者全員に對し效力を有す

左の場合には擔保は效力を失ひ又供託金は之を取戻すことを得

第一 後日に至り手形の單純なる引受ありたるとき

第二 手形金額及び費用の支拂ありたるとき

第三 擔保を供し若くは供託を爲したる者又は其前者が償還を爲したるとき

第四 手形上の権利が時効又は手續の欠缺に因りて消滅したるとき

第五 擔保を供し又は供託を爲したる者が満期日より一年内に償還の請求を受けざりしとき

(乙) 參加支拂(爲替手形及び約束手形のみに行はれ小切手には參加支拂なし)

參加支拂とは支拂の拒絶ありたる場合に償還請求權の行使を止むる爲めに爲す支拂を云ふ

(一) 手形の所持人が支拂拒絶證書を作らしめたる場合に於て豫備支拂人又は參加引受人あるときは所持人は支拂拒絶證書作成の期間内に參加引受人に手形を呈示し、若し參加引受人なきときは又は參加引受人が支拂を爲さざりしときは豫備支拂人に手形を呈示して支拂を拒むるに非ざれば其前者に對して償還の請求を爲すことを得ず

參加引受人又は豫備支拂人が支拂を爲さざりしときは所持人は其旨を支拂拒絶證書に記載せし

むべし

所持人が右の手續を爲さざりしときは豫備支拂人を指定したる者又は被參加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふ

(二) 手形の所持人は豫備支拂人又は參加引受人に非ざる者の參加支拂と雖ども之を拒むことを得ず若し之を拒みたるときは被參加人及び其後者に對する手形上の權利を失ふ

豫備支拂人又は參加引受人に非ざる參加支拂人が被參加人を示さざりしときは其支拂は支拂人の爲めに爲したるものと看做す

(三) 參加支拂を爲さんとする者數人あるときは所持人は最も多數の者をして債務を免れしむる效力を有する支拂を受くべき義務を負ふ

(四) 所持人は支拂拒絶證書に參加支拂ありたる旨を記載せしめ且つ手形金額及び費用を支拂はしめ之と引換にて其拒絶證書及び手形を參加支拂人に交付すべし

(五) 參加支拂人が支拂を爲したるときは引受人、被參加人及び其前者に對する所持人の權利を取

一九 拒絶證書

(一) 拒絶證書の意義

拒絶證書は手形上の権利の行使又は保全に必要な行爲を爲したること及び其行爲の結果を證明する唯一の證券なり

小切手に付ては支拂拒絶證書の作成に代へ小切手に支拂拒絶の旨を記載するを以て足ることとせらるが故に拒絶證書は爲替手形及び約束手形に限り作成するものなり

(二)拒絶證書作成の場合は左の如し

- 第一 引受を拒絶せられたるとき
- 第二 一覽後定期拂手形に付ては引受の日附を記載せざるとき
- 第三 引受人破産の宣告を受け擔保を供せざるとき
- 第四 支拂を拒絶せられたるとき
- 第五 豫備支拂人が參加引受を拒絶したるとき
- 第六 參加引受ありたるとき
- 第七 豫備支拂人又は參加引受人が參加支拂を拒絶したるとき
- 第八 參加支拂ありたるとき
- 第九 複本の一通の所持人が引受の爲めに送付したる他の一通の返還を受けざりしとき
- 第十 謄本の所持人が原本の返還を受けざりしとき

(三)拒絶證書の作成者

拒絶證書は手形の所持人の請求に因り公證人又は執達吏之を作成す

(四)拒絶證書の記載事項

拒絶證書には左の事項を記載し公證人又は執達吏署名捺印するものとす

- 第一 拒絶者及び被拒絶者の氏名又は商號
- 第二 拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者が其請求に應せざりしこと、拒絶者に面會し能はざりしこと又は其營業所、住所若くは居所が知れざりしこと
- 第三 右の請求を爲し又は之を爲す能はざりし地及び年月日
- 第四 法定の場所外に於て拒絶證書を作りたるときは拒絶者が之を承諾したること
- 第五 參加引受人は參加支拂あるときは參加の種類及び參加人並に被參加人の氏名又は商號
- 第六 拒絶證書作成の場所及び年月日

(五)拒絶證書作成の方法

- 第一 支拂拒絶證書の作成は手形又は附箋に依りて之を爲す
- 手形の數通の複本又は原本及び謄本を呈示したる場合に於て支拂拒絶證書を作るときは其作成は一通の複本若くは原本又は附箋に依り之を爲すを以て足る此場合には他の複本又は謄本に其

旨を記載すべし

第二 支拂拒絶の場合を除く外拒絶證書の作成は手形若くは其謄本の寫本又は附箋に依りて之を爲す

手形、複本、原本又は手形若くは謄本の寫本に依りて拒絶證書を作成する場合には前掲(四)の事項は其裏面に記載しある事項に接続して之を記載すべし

附箋に依る場合には公證人又は執達吏は其接目に契印を爲すべし

數人に對して手形上の請求を爲すべきときは其請求に付き一通の拒絶證書を作らしむるを以て足る

公證人又は執達吏が拒絶證書を作りたるときは其謄本に左の事項を記載して之を役場に備置くべし

第一 手形金額

第二 振出人、支拂人及び受取人の氏名又は商號

第三 振出の年月日

第四 満期日及び支拂地

第五 支拂擔當者、豫備支拂人又は參加引受人あるときは其氏名又は商號

(六)拒絶證書が滅失したるときは利害關係人は其謄本を求むることを得謄本は原本と同一の效力を有す

二〇 手形の複本及び謄本

(甲)複本

複本は爲替手形に限り作成するものとす

手形の所持人は振出人に對し手形の複本を求むることを得但し所持人が支拂人に非ざるときは順次に其前者を経由して之を請求すべし

複本に付ては左の點に注意すべし

(一)振出人が複本を作りたるときは各裏書人は各通に其裏書を爲すべし

(二)複本に其複本たることを示さざるときは其各通は獨立の手形として效力を有す

(三)複本を作りたる場合に於て其一通の支拂ありたるときは他の各通は其效力を失ふ但し引受あるものは格別なりとす

二人以上に各別に數通の手形の裏書を爲したる者又は數通の手形に引受を爲したる者は支拂の時 に於て返還あらざりし各通に付き手形上の責任を免れず

(四)複本の所持人が引受を求むる爲め其一通を送付したるときは他の各通に其送付先を記載すべ

右の記載ある手形の所持人は引受を求むる爲めに送付したる一通の手形を受取りたる者に對して其返還を請求することを得

若し之を返還せざるときは拒絶證書に依り「其事實及び他の一通又は數通の手形を以て引受又は支拂を受け能はざりしこと」を證明せざれば其前者に對して擔保又は償還の請求を爲すことを得ず

(乙) 謄本

爲替手形又は約束手形の所持人は其謄本を作ることを得

手形の謄本に或る事項を記載したるときは其事項と原本に記載したる事項とを區別し置かざるべからず

爲替手形に付ては左の點に注意すべし

(一) 所持人が手形の引受を求むる爲め原本を送付したる場合に於て謄本を作りたるときは之に原本の送付先を記載すべし

(二) 右の記載ある謄本の所持人は原本を受取りたる者に對し其返還を請求することを得

(三) 此の返還に應せざるときは謄本の所持人は拒絶證書に依りて其事實を證明するときは謄本に

署名したる者に對し擔保の請求を爲し又謄本に記載したる満期日の到來後は償還の請求を爲すことを得

二二 罰則

小切手に付ては振出人が支拂人をして支拂を爲さしめ得る金額以上の小切手を振出したるときは過料に處せらる過料金額は五圓以上千圓以下とす

過料は刑罰に非ざるが故に何年を経過するも之を免るることを得ず

第四章 預證券、質入證券及び倉荷證券 (商法第三百五十八條以下)

預證券、質入證券及び倉荷證券は寄託者の請求に因り倉庫營業者より寄託物に付き交付せらるる有價證券なり

預證券と質入證券とは其異同を明らかならしむる爲め對照して之を説明す

◎ 預 證 券

一 證券の記載事項

證券には左の要件を具備すべし

第一 受寄物の種類、品質、及び其荷造の

◎ 質 入 證 券

一 證券の記載事項

同上